

環境社会配慮ガイドライン
包括的検討ワーキンググループ
②対象事業・情報公開

日時 2020年1月27日（月） 13:59～16:48

場所 JICA本部1階 111会議室

（独）国際協力

助言委員（敬称略）

| | |
|-------|--|
| 作本 直行 | 独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）環境社会配慮専門家 |
| 柴田 裕希 | 東邦大学 理学部 准教授 |
| 島 健治 | 株式会社三井住友銀行 国際審査部 国際環境室 室長 |
| 田辺 有輝 | 特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター |
| 寺原 譲治 | 城西国際大学 環境社会学部 教授 |
| 錦澤 滋雄 | 東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授 |
| 林 希一郎 | 名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授 |
| 村山 武彦 | 東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授 |
| 山岡 暁 | 宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授 |

JICA

| | |
|--------|-------------------|
| 小島 岳晴 | 審査部 環境社会配慮監理課 課長 |
| 加藤 健 | 審査部 環境社会配慮審査課 課長 |
| 古賀 藍 | 審査部 環境社会配慮審査課兼監理課 |
| 加藤 めぐみ | 審査部 環境社会配慮監理課 |
| 折田 朋美 | 企画部 参事役 |
| 岩本 園子 | 企画部 業務企画第一課 企画役 |
| 工藤 智春 | 企画部 業務企画第二課 |

○小島 では時間になりましたので、ワーキンググループ、2回目を始めさせていただきたいと思います。

今回は、主査を林委員に務めていただくことになっておりますので、林委員、もし何か冒頭あれば、お願いします。

○林委員 今日はちょっと夕方から雪のような感じもありますので、目標を5時に終わる予定ではありますが、ひとつよろしくをお願いします。

○小島 じゃ、始めさせていただきたいと思います。

今日は議題として4つあります。論点2.1の対象事業の話、2.2のコモンアプローチの話、論点2.3のEIAの公開の話、それと最後、2.4のモニタリング公開の話でございます。計算すると、1論点当たり、大体35分から40分で議論いただくと、ちょうど5時に終わるという感じで、6時に終わることを想定するのであれば、50分間議論できますという感じです。

いずれにしても6時にここを撤収する必要がありますので、ご協力をお願いしたいと思います。

なお、今回も議事録をとらせていただきます。マイクはここに置いてあるもので皆さんの音声を拾えるんですけども、発言の前にはできるだけ名乗っていただくようお願いします。

今回、論点は4つあります。冒頭、私たちのほうから5分、10分程度説明させていただいて、その後はもう皆さんの議論にお任せして、最後5分ぐらい時間をとってラップアップというか、助言案にどういうことを書くのかというのをまとめさせていただければと思います。

今日のセッションの最後に、それぞれの論点でどういう点が挙がったのかというところをまとめさせていただいて、その際にまた議論があれば、議論する時間があればいいなというふうに思っています。

なお、気が早いんですが、もし今日3時間か4時間で議論が終わった場合、1月30日に助言案のコメント依頼を私たちのほうから出させていただいて、2月6日ごろに、このワーキンググループでの皆さんの助言案確定で、全体会合は3月2日が次になりますので、その際に助言の確定というところになります。

以上、大体よろしいですかね。

それでは、早速なんですけれども、論点2.1、対象事業のところについて入りたいと思います。

最初、パウポのところなんですけれども、もうこれは皆さんご覧になっていると思います。現行ガイドライン施行後に増えた協力事業として、ここにあるとおり海投の話、それと(2)にあるとおり、中小企業・SDGsビジネス支援事業の話、それと次のスライドで、それを引き続きでございます。

これまでの対応というところなんですけれども、中小企業・SDGsビジネス支援事業は、運用というところでFAQの形で整理する形でガイドラインの適用というふうにさせていただいています。

次のページ、お願いします。

名前が長いのでいろいろややこしいんですが、この図が1番わかりやすいと思います。赤い丸がありますけれども、上側が中小企業、中堅企業を対象にしているスキームで、下が大企業を対象にしているスキームで、それぞれ名前をつけています。中小企業支援型と、SDGsビジネス支援型というところなんです。この表は左から右に、民間企業さんにとってビジネスを進めるといような形になっていて、1番左の基礎調査は、まだまだ当該国とか自分の技術が役に立つかどうかというのを

基礎的な段階で調査しているというもの。案件化調査はもう少し話が進んで、当該国でビジネスモデルをつくるに当たってどうすればいいかというのを検討するようなもの。それと1番右に行くと、いよいよ具体的に企業さんが持っている商品が役に立つかどうかというのを調べるというものでございます。

具体的には、私たちのほうで企業さんの提案を受けて、それを審査して、採択をするというところでございます。採択の後に、③にあるとおり、契約内容について交渉をして、④の段階では当該企業に業務の委託をさせていただいています。その後、企業さんのほうで作業をしていただいて、成果品を提出いただくという流れです。成果品とは何かというと、それぞれの段階に応じて検討していただいたものについての報告書を出していただくというところになります。それに対して、私たちはお支払いするということでございます。

引き続き、もう一つの論点であるGCFでございます。緑の気候基金というふうに言われているもので、ここの囲いにあるとおり、この案件承認プロセスというのは、認証機関、JICAも認証されていますが、GCFに対して提案書を作成して事務局へ提出すると。そこからGCFのほうで審査が行われて、それがGCFの理事会で採択されたら、JICAのほうで委託を受けて、案件の実施に向けた手続が始まるというところでございます。

以上が2.1のところでございます。皆さんのコメントとか質問を受けて、幾つかお話ししたいと思います。

まず、民間連携スキームのところについては、先ほどご説明したとおり、あるいは書いてあるとおり、募集要項に環境影響が大きいものは対象外と明記しています。皆さんのご提案を、企業さんの提案を見て、カテゴリ分類して、必要に応じて配慮が行われるよう委託する企業にお願いしていると。実態として、大宗はカテゴリCと考えていいんじゃないかなというふうに考えています。カテゴリBとなった場合、企業にとっては必要な配慮を当該国で行うことは経験の一つとなるというふうに考えていますので、必要性を理解した上で対応いただいているというところでございます。

もう一つ、GCFについてなんですけれども、これはまだ、私たち、実際に受託に成功した事例はないんですね。GCFの実績を見ていると、ほかの援助機関はかなり大きな環境影響があるようなものも受託しているように見えます。GCFの環境社会配慮プロセスとJICAガイドラインの違いというところなんですけれども、私たちとしては当面、まだそのGCFのプロセスに慣れていないということもありますので、環境影響が大きなものについては提案しないというような考えでございます。

それ以外に、そもそも新スキーム全体について、JICA事業全てをガイドラインに適用すればいいのではないかというふうなお話とか、新たなスキームができた場合の適用の考え方を記載しておけばいいのではないかというコメントもありました。有償、無償、技協、あるいは開発調査、協力準備調査は現行ガイドラインで対象になっており、環境社会に大きな影響を与え得るようなものは網羅されているんじゃないかなと考えています。

新たなスキームが生じたとしても、今後スキームの性質に応じてガイドラインに適用するか否かを検討したいと考えています。必要であれば、カテゴリ分類を行い、それ以降のプロセスは、有償、無償、技協、開調、協力準備調査の範疇で捉えることができるのではないかと考えています。必要に応じて、助言委員会の皆さんにも相談していきたいというふうに考えています。

いただいた質問の一部に答える形で、とりあえず冒頭、お話をさせてもらいました。本件、論点

2.1について、質問及びコメントを27いただいております。表示はしませんけれども、私も含めて手元に質問表全体を持っていますので、もし何か質問とかコメントとかあればお願いしたいとともに、皆さんのほうで議論をいただければ幸いです。

以上でございます。

○林委員 ありがとうございます。

1月17日に第1回のガイドラインの検討会をやっています、作本委員が主査をやっていたんですが、やり方は少し同じようなやり方で進めたいと思います。

基本的には論点ごとに30分から40分程度議論すると。最初に説明していただいて、個別の事項について、いろいろ委員のほうからご意見をいただく。その後、1番最後のほうに、事務局のほうで、今回いろいろ議論のあったディスカッションになったものを少しまとめた形で、口頭で整理していただいて、それを意見が幾つか出た場合は両論併記的な感じのニュアンスとして整理して、それを文章化していただいたものの助言案が1月30日にJICAのほうから提案されて、そこをメールベースですけれども、ディスカッションすると。そういう形でやらせていただきたいと思います。

まず、最初の論点2.1は1から27までのコメント、質問等が出ていますが、最初から1個ずつ順番に説明という形はとりませんので、1から27全体に対してここはというコメントがあればいただいて、大体の時間の中で議論を少し共有するという形にしたいと思っています。

今、事務局のほうからご説明いただいた中で、私も少し気になっていたのは、最後のほうに触れられた対象事業全体の考え方というんですか、村山委員がおっしゃられていたように、その都度出てきたものをどうするかという議論もあれば、全体的なフレームとして入って、その都度、外すものをどうするかというやり方で2種類あると思っています、その話は前回もちょっと話したんですけれども、そういう対象事業全体の考え方、要するに新しい事業が何年かするとまた出てきて、その都度こういう議論をするのか、基本的にフレームを定めておいて、除外するものだけを決めておくというやり方、そういう対象事業全体の論点という話があるかなと思います。

そのときに多分、論点3.1で次回の議論の関連はしているんですけれども、世銀のカテゴリ分類の考え方が変わってしまっていて、そこら辺とのすり合わせの議論というのが3.1の2月10日のほうにすればいいのか、ここでも議論していいのかというのは、そこはグレーな感じはあるんですけれども、全体的な話が一つと、あともう一つ個別の民間連携事業とかGCFとか、それに対して個別にどう対応していくのかという具体的なところですね。そういうあたりについて、大きく二つ話が出ているのかなと思っています。

いろいろ各委員からコメントをいただいておりますので、何かあれば、ご意見等を言っていただければと思います。どなたかありますでしょうか。

○柴田委員 林主査のほうから、1番最初に、そのガイドラインの適用の仕方をというような話がありまして、基本的に現行のガイドラインを策定するときの委員会の議論というのは、私は委員ではなかったんですけれども、傍聴して伺っていた限りにおいては、基本的にはアンブレラのような形で、全てに傘をかけて、プロセスがどの程度必要なのかというのは物の性質によって判断して、効率性を確保していきましようというような議論だったと思うんですけれども、その考え方が今回、変わることも議論の俎上にのせていると。

○林委員 いや、意見として出ていたというふうに、そこら辺まではどう取り扱うかというのは、

全く決まっていなくて、ただ一つ、先ほども言ったんですけれども、世銀のほうでカテゴリ分類とかの考え方が変わっているというところに、ある程度整合をとる必要はあるんだろうなというのは多分論点として重要なところなんですけれども、ここで議論をする話なのか、次回で集中していただくのかというのは特に決まっていはいないということです。

○柴田委員 わかりました。

ちょっとそれを考えるという意味で1点確認をさせていただきたいんですけれども、今回議論の対象になっている中小企業支援型ですとかSDGs、ビジネス支援型のところの説明の中に、ガイドラインの対象とする協力事業ではないものの、運用上、対象としてきましたというふうに書いてあるんですが、対象ではないというのは、あくまでもそのガイドラインがつくられたときにこれはなかったのかという意味だけで、別に対象とする、しないの判断が何かしらあったわけではないという意味ですか。

○小島 おっしゃるとおりです。

○柴田委員 わかりました。

○林委員 柴田さん、いいですか。

じゃ、どうぞ。

○田辺委員 カテゴリの話が出てきたんですが、世銀のポリシーでのカテゴリ分類というのは、あくまでProject Lendingを対象にしたものですので、世銀が、その他、Development Policy Lendingとか、いろんな枠組みがあるんですけれども、それはあくまでカテゴリ分類の対象となっていないので、今の議論、つまりいろんなスキームが増えたからどうこうという話と、カテゴリがどうこうという話はちょっと違うのかなと思います。

○島委員 そうですね。今、田辺委員がおっしゃったのに賛同するというのが一つ。世銀のESFをちょっと今見直していて、パブリケーションを見ると、このポリシーとESFはInvestment Project Financingに適用すると書いてあったんで、そこはそこで、スコープとしては明確なのかなというふうに思いましたので、JICAとして、じゃ、どこに適用するのかというのを考えたのじゃないかと思います。

○小島 事務局からよろしいでしょうか。

小島です。カテゴリ分類の話については、次回のワーキンググループで議論させていただければいいのかなと思っています。ここでは新たな事業、スキームができた場合、どう考えるべきかというところを議論していただければよろしいかと思います。

○島委員 続けて島ですけれども、頭のほうの1から5が私の質問の回答になっていまして、2番のところで、事業スキームの性質を踏まえて、環境社会影響が著しく小さいと事業スキームについては対象外だということとで、個人的には違和感がなく感じるんですけれども、その著しく小さいスキームって何なのということをおある程度議論して明確にしていく。それがアンブレラの考え方になっていくのではないかなと思いますので、今後検討していただければなと思います。

○作本委員 今の島委員からの話で、島委員が5番目に、JETROガイドラインを参照されたらどうかということを書かれています。私ども、ここに出られている委員の方含めて、外からのご協力をいただきながら、特に役所からの委託事業に対して環境社会配慮の網をどうやってかけられるのか、どの程度までかということとずっとやってきたわけでありまして。そういうことで、案件化調査とい

うのは先ほど小島さんからのお話があったように、案件発掘関連の報告書を単につくるだけなんです。英文か、和文か、両方かということでありまして。それに対して、大したお金はかからないわけでありまして、取り上げる案件というのが、むしろエネルギーから始まって棚田までという、ピンからキリまで含みますので、できればこの案件化に関しては、やはりJICAが今固められている、あるいはIFCですか、そちらのガイドラインを適用するような形の方向が望ましいと思います。

○林委員 ほかに何か。

○村山委員 JETROのガイドライン改定するとき、かなり取りまとめの形で関わっていて、そのときもJETROで請け負う案件の幾つか新しく出てきて、どうしようかという話があったんですね。なので、今後10年ということを見ると、JICAでもそういう話があるのかなと思って、コメントを出させていただきました。

今のガイドラインの新しく出てきたカテゴリというか、事業のタイプというのは全く扱いが明記されていないので、その点については何らかの形でカバーできるような表現を加えたほうがいいのかと思っています。今の案件を、対象事業を特定する形で明記する場合です。林主査がおっしゃったように、全ての事業を対象にしてそこから何を除くかという、アメリカのアセス的な感じだと多分そういう議論は必要なくて、全てをまず対象にして、影響がないものはCという形で整理をしておけば、新しい事業が出てきても特に個別の対応は必要ないと思いますけれども、JICAとして、そういう形ではないということであれば、新しく出てきた事業についてどうするかを明記をしないと、今のやり方では不具合が出てくると思います。

○林委員 何かありますか。事務局。

○小島 回答の1番ですね。まさに島委員からご質問があったところで、書いてある回答の内容なんですけど、実はこれはFAQに書いてある内容なんです。私が先ほど説明したことと全く同じことが書いてあるんですけども、適用対象となるのは、有償、無償、外務省から自ら行う無償資金協力の事前の調査、開発調査、技術協力及び協力準備調査です。これら以外の事業、例えばボランティア、研修、個別専門家派遣などは適用対象外となりますというようなのがあって、多分これは昔からガイドラインの議論だと思うんですけども、ここに後半で述べたような事業は、そもそも事業の性質として環境影響を与えないようなものなので、除外しているという考えなのかなと思っています。

10年後までにどのような事業が、私たちとしてやることになるかというのは、なかなか想定しにくいので、先ほど村山委員がおっしゃったとおり、事業の性質を踏まえてどうするかというのを考えていくということなのかなと考えています。

○加藤 事務局からもう1点補足です。先ほど柴田委員からも効率性というご指摘があり、また島委員からも環境社会影響の著しく小さいものとはどういうものかという点をしっかり整理して考えていくべきというご指摘がありました。効率性という観点ですと、新しい事業スキームの個別の一つ一つの事業についてカテゴリをCと振るとするのは、非常にコストがかかる側面もありますので、新しい事業スキームが導入された入り口ところで、そのスキーム自体で想定される規模感とか分野的なもの、そういったものを見ながら環境社会影響の大きさの判断を事業スキーム単位で行って、当該事業スキームについてガイドラインの適用対象・対象外というのを決めるというのも、アプローチとして十分あり得るのかなと思っています。例えば、先ほどご説明申し上げたような青年海

外協力隊事業であれば、個別の隊員派遣規模を考えれば環境社会影響は限定的、というような判断ができるかと思えます。

○林委員 そういふのって明記されているんですけど。新しい案件が、そういうのは書いていないですよ。

○加藤 今のところはガイドライン上の記載はありませんけれども、スキームごとに適用対象外としている判断はFAQにおいて記載しているので、同様のアプローチでもって事業スキームレベルでガイドラインの対象・対象外を考えるというのもあるのかなと思います。

○作本委員 加藤さんのほうからお話があって、私も4ページのこのわかりやすい表を見ながら考えていたんですけども、この表の中で、上に中小企業があって、下に原則、大企業とあります。基礎調査は両方ともこのガイドラインの適用なしということでご説明。そうすると残された案件化と普及・実証、これについてガイドラインの記述が一切ないと、この4つですね。ということで、ぜひここではガイドラインでの記述方法はちょっと別にしましても、ガイドラインに言及するという方向は必要なんではないかと思うんですね。

私自身は、お話を聞きながら、国内外からの民間からの委託、この場合には、IFCのガイドライン、そちらを基本的に引き継ぐというか、考え方を尊重すると。今回、Green Fundのが来ていますが、こういう国際機関の場合には、さっきのコモンアプローチを使って、協調してというか、相談しながら、どちらの基準を適用するか、過不足があった場合どうするかという形での区分けの仕方を、もしこの場で、今のは思いつきでありますけれども、何か表現をできたら、ガイドラインが1歩前に出られるんじゃないかという気がします。

○山岡委員 中小企業案件、案件化調査以降で、環境影響評価をやる可能性がある、特にカテゴリC以上の案件も既にあるということだと思います。

ただ、一方でこの案件化調査で、コストの上限が3,000万あるいは5,000万というキャップがあるわけで、もともと5,000万の場合というのは、何か現地で資機材を使うからというような条件で5,000万というような条件があったと思うんですが、あまりその環境影響調査をやりますと、お金がその分かかるわけで、そこのコストの関係というのがあまりはっきりしていなかったと思います。ここはやはりカテゴリBになると例えば相当コストがかかるので、そういうところもやはりガイドラインで触れるのか、どこかではやはり触れる必要があるのではないかなと思います。

○作本委員 よろしいですか。今の山岡委員の話ですが、例えばJETROですと、各案件を各担当者から発掘してきてもらう。報告書をつくってもらうということになりますが、その中の4章には必ず環境社会配慮の章を入れていただいて、そうすると申込書というか、作成する人たちは当然その受託をもらう相手のガイドラインを探すわけですね。例えばうちだったら、JETROのガイドラインに合致するかどうかということ最低限押さえながら、極めて初期の段階で環境社会配慮を埋め込むことができるので、これをやはり後回しにしてしまうのは、コストの問題があるかもしれない。できるだけ早い段階で、大掴みでも、環境社会配慮の問題が起これるということを認識して、意識させて、事業を進めるほうが最終的には、効率的になるんじゃないかなと思っております。

○小島 改めまして、小島です。先ほど山岡委員のご指摘あったとおり、案件化調査において、例えばカテゴリBに分類されたらと。そうすると、提案した企業さんは、この上限の中で環境社会配慮を行え得る作業をしていただかないといけません。カテゴリBなので、フルEIAというわけではない

んですけども、それについての必要性についてクレームを受けることはあるんですけども、先ほど説明しましたとおり、そこは必要性を理解いただいて、最低限のことはやっていただいているというのが現状でございます。

もう一つ、先ほど作本委員からのご指摘で、ちょっと後の話になるんですが、コモンアプローチとか協調融資という言葉の使い方はちょっと注意する必要があるって、今ここで議論させていただいているのは、GCFからJICAが受託を受けるというところで、委託、受託の関係のことなので、そこでコモンアプローチという言葉はあまり出ないんじゃないかなと。

○作本委員 委託は考えていない。

○小島 はい。私の認識は、GCFがJICAに委託するのであれば、基本的に委託する制度のもと、受託者が実施するという考え方なんではないかなと思います。ただ、GCFにおいては、JICAが認証機関として認められる際、JICAの中の環境社会配慮はどうなっていますかという審査は受けまして、JICA環境社会配慮ガイドラインがあるということで、GCFも比較的安心して私たちに委託するというようなことなので、コモンアプローチの話とはちょっと違うところがあるんじゃないかなと。あるいは協調融資ともちょっと違うので注意が必要かなと思います。

○林委員 ありがとうございます。ほかにこのあたり。

○村山委員 対象事業についてだけ議論していいのかちょっとわからないんですけども、あまり個別の事業を挙げていく、ピックアップしていくということであれば、個別の事業をガイドラインに細かく書くというのは、多分現実的ではないので、今ある事業を含めつつ、これから出てくるであろう事業も含めるような形で、環境社会影響の程度に応じた配慮を行うというような、そういった文言を加えるという方向が一つあるのかなと思います。多分、同じ事業のタイプでも、影響によって違うものがあったりするかもしれないので、そこは少し柔軟な形で表現しておくのかなというふうに思います。

○小島 ありがとうございます。

○林委員 ほかに何か1から27の中でありますかね。

○作本委員 今の村山委員のお考えと事務局はちょっと違う。事務局側の考え方は18番、私の質問ですが、個別にガイドライン適用の可否を判断されたいと書いてあるんですけど、今の村山委員のようにやっぱり大きく大局で捉えていくという考え方かなと思います。そのほうが効率的だと思います。予算によって毎回受託というか、国内でもいろんな事業がおりにきますよね、予算制度によって。そのたびごとに新しいルールをつくるというのは大変ですから、大きな流れというか、おっしゃったような考え方、その場合にはどれを当てはめるんだ、適用するんだというような整理ができればありがたいんじゃないかなと思います。

○小島 ありがとうございます。

○村山委員 追加で恐縮なんですけれども、ガイドラインはあくまでそういう形でいいと思います。ただ、実際、事業が出てきた場合は、それがどういう扱いになったのかというのがきちんとわかるように、今はFAQですけども、FAQもそんなに早くからできていたわけではなかったと思うので、何かそういう公開の面もきちんと、ガイドライン以外の形で対応していただく必要があるかなと思います。

○林委員 そうです。私もその辺はきちっと何か上位のところでアバウトでもいいので記述してお

いて、個別には実際にどうなのかというのと、だけどいちいち、毎回新しい取り組みをやるというのもという気は、個人的な見解ですけれども、します。

ほかに。

まだちょっと時間はあるんですけれども、よろしいですか、ここは。

○柴田委員 ちょっとすみません。これらのスキームの中身を詳細に把握していないので的外れだったら申しわけないんですが、22番で質問させていただいた内容なんですけれども、基本的に負の影響が、甚大な影響が想定されるものは採択しませんということではあるんですけれども、新規の技術や製品、あるいはビジネスモデルといったときに、必ずしも影響の程度が事前確定的に想定できるのかというところが、ちょっと心配として持っていて、そういったものは影響の程度があらかじめ判断できないということはもう想定しない。どんなものでも影響の程度は事前にわかるんだというふうな回答をいただいているようにも、ちょっと回答の文章は読めるんですね。そのような状況は想定されませんというふうに断言されていますので、想定されないということは、事前に影響の程度が全てわかっているんだと、わかっているものはないというふうな理解になるかなと思うんですけれども、そこはそういう理解でよろしいのでしょうか。

○小島 この民間提案型事業と仮に呼ぶとすると、日本の企業さんが日本において実証されたものを、海外で、途上国、先方国でビジネス化できないかというのが検討趣旨だと考えています。なので、今のところ、日本で実証されたものを海外でということなので、それ自身がすごく大きな影響を及ぼすというところは想定していません。

ただ、企業さんがこの民間提案事業を離れて、自ら企業活動を行うというようなことがあったりすれば、それはまた別な話です。あるいはそれがうまくいって、私たちがさらに、例えば大規模な事業の中でその技術を使わせていただくというところは、それはそれでまた改めて環境社会配慮を行うのというのが、私たちの考えでございます。

○柴田委員 続けて恐縮なんですけれども、例えば新しい技術や製品といったときに、私はあまり詳しくはないんですけれども、例えば最近話題になっているPFOSとかPFOAとか新しい化学物質ですね。有用性が高くて、いろんなところで使われているんだけれども、日本は基本的に予防原則はあまりとらないので、日本では技術的に展開されていても、例えば予防原則を比較的とる傾向にあるEUなんかでは禁止されている。そういった化学物質が入っていたりするというのが、日本国内の事業であれば日本の法規にのっとればいいだけの話なんですけれども、例えば途上国に行ったときに、当然途上国だと、まだその辺の法整備ができていない。でなったときに、日本では普及しているんだから、これは外に持っていても全然大丈夫なんですよというロジックが必ずしも通用しない領域というのは、特に化学物質なんか、新しい技術の部分なんかは結構センシティブな領域もあるのかなというふうに思っていて、そういったところを、そういった事態が発生しているのか、発生していないのか、ちょっと私は定かではないんですけれども、もしそういったことが懸念されたときに、仮にガイドラインの適用対象じゃないというふうになっていたとしても、何かしらのチェックができるような、そういったような仕組みというのが安全策として整っていれば、より安心かなというふうに思います。

○小島 ありがとうございます。多分、提案される企業さん、特に中小企業の皆さんにおいては、そうしたら自分の技術が当該国において法的に化学物質も含めて許されるものかどうかというのを

調べるところから、多分やらないといけないところなのかなと私たち考えていまして、それを支援するために渡航費も含めた協力をさせていただいていると。

もし日本で技術を持っている。それを別の国でやろうとしても、それが法規制によって禁止されているというようなことがわかれば、それはそれで、その国でのビジネス展開はできない、あるいは代替の化学物質を探すというようなことになるんじゃないかなというところで、残念ではありませんけれども、一つの成果だと考えます。そういうことが起きないようなスキームの仕組みというところと、カテゴリ分類する上で、そういう可能性があるのであれば、網として捉えて見ていくのかなというふうに考えます。

○加藤 冒頭小島が申し上げたように、募集要項において著しい環境影響を与えるものは採択しませんということを明記しており、また、採択されたものについてはカテゴリ分類のガイドラインの網にかかってくることになるので、カテゴリB案件はカテゴリBとして、それなりの環境情報の収集・分析を調査の中でしなければならぬということになります。従って、今ご懸念が示された点は調査において網羅的に拾って、分析されていくものと考えます。

○作本委員 今の加藤さんのお話もあるんですが、やはりSDGs案件とはいっても、国が今、補助金を配布して、各役所に案件をつくってこいと、探してこいということに発破をかけているわけですから、その中で一生懸命それを探してくる人たちがいるんですね。そうするとJICAさんはある意味じゃ受け身の立場にあるんで、やっぱり政治的な案件、その他も入ってくるわけですね。JICAさんが一生懸命に対応されて、そこで、これは影響大だからやめますと云ったって、そこには通らない政治的な世界があるので、ですから私は17番に言及させてもらったんですけれども、頑張りますという言葉も、もちろんJICAさんからはありがたく受けとめたいんですが、やはり何かそこにガイドラインの中で何か、JICAさんの主張、質の高い経済成長じゃありませんけれども、どっちの色にでも玉虫色に使えるような、そういう表現を入れておくことによって、JICAさんも、これはちょっと影響大だからはじけるという論拠や材料を用意しておくということは、今回のガイドラインにおいては必要なんじゃないかなと思うんですね。

ですから、若干曖昧な表現、抽象的な表現でも入れておくと。その判断は、例えば助言委員会とか、あるいは事務局の審査の方に委ねられるという、そういうツーステップの形でいかないと、これから日本は今一生懸命、案件を世界を回って、走り、探し回っているんで、政治的な影響もどうか、圧力もあるわけですから、何かしら一つ杭でも打っておくと、自らの判断余地を残しておくということは賢明なんじゃないかなと思います。個人的な意見です。

○林委員 いいですか。

○作本委員 すみません。泥くさい話で。

○林委員 ほかにありますでしょうか。

もしなければ、1から27は大体おおむねこのぐらいのご意見が出たという形で、次に進みたいと思いますが、もし思い出したら、また後でちょっと触れていただいても全然構いませんので。

○柴田委員 GCFも今、ちょっと一言だけコメントなんですけれども、25番で書かせていただいたんですが、GCFでこれまで実施されている事業を、あまり細かく見れていないんですけれども、拝見しましたところ、非常に環境社会面をいいほうに、正の影響といいますか、強化しつつ、いろいろな開発を進めていくというような事業が複数見られていて、何かそういったものの知見というのは、

GCF以外でむしろメインのボリュームでやっているJICAの協力事業にどんどん適用していけば、これまでやってきたJICAの事業も、より環境影響を少なくしつつ、あるいはその正の影響を大きくしつつというような形で工夫していけるような工夫というのがGCFの事業の中にはいっぱい見られるなというふうに思ひまして、そういったところのプラスの知識を、ほかの事業にどういう形で波及させていくのがいいのかわからないんですけども、例えば事業の対象地ごとに横展開できそうな技術をアーカイブしていくとかですとか、あるいはその技術単体でアーカイブしておくとか、何かそういったような工夫ができると、今後GCFをJICAでやっていくというときに、それをほかの事業にも効果を広げていけるかなというふうに思ひますので、ちょっとその工夫はガイドラインの中に必要なのかわからないですけども、ガイドラインの中で、やっぱりカテゴリAであれば助言委員会でいろいろ議論していくので、そういった議論のときに、そういった知見を参照できるような工夫というのがないと、どんどん全体としてよくなっていくかなというふうに思ひましたので、それは何か今後考えていけるかと思ひています。

○小島 ありがとうございます。まさにGCFのJICAの窓口、谷口がやっています、地球環境部の中にある気候変動対策室というところが取りまとめています。実際に、もしGCFの事業をJICAが受託することになったら、担当するのは関係するセクターのJICA事業を担当している部署がやることになると思うんですね。なので、JICA事業の知見も生かされるかもしれないし、GCF事業を受託することによって得られる知見も、JICAの事業に生かされるかもしれないというところもあるんじゃないかなと思ひます。

気候変動対策として、いい事業がGCFであるというところは、JICAの中でも共有されますし、知見等、あるいは教訓なども共有できる体制にあるんじゃないかなと思ひています。ありがとうございます。

○林委員 GCFについて、何かほかにコメントある人はいますか。よろしいですか。

じゃ、論点2.1の対象事業について、ひとまず一区切りということ。

○小島 大体いただいた意見としては、新しいスキームが創設された場合に備えて、JICAガイドラインの適否を判断するための考え方を整理することということだと考えています。

1案として出てきたのが、スキームの性格として影響が少ないのであれば、それはそれで対象外とすることも考えられるんじゃないかなというところ。というような形で文案をまとめて、またお知らせしたいと考えています。

○林委員 よろしいでしょうか。

じゃ、次に論点2.2ということで、協調融資案件におけるコモンアプローチ導入ということで、事務局のほうから、まず簡単にご説明いただければと。

○小島 また配付された資料の続きです。2枚しかないのですぐ終わりますけれども。

私たちも、コモンアプローチという言葉にとらわれた部分もあるのかなというところで、皆さんの質問に対する回答は「検討したい」ばかりになり、恐縮でございます。コモンアプローチという、世銀において何か特別な手法があるような印象を与えてしまっているんじゃないかなというところがございます。ただ、多分この報告書の文案をつくってから今まで、実態として実はまだよくわかっていません。書いてあるとおり、まだコモンアプローチとして採用された案件はないというところがございます。当方としても、もし援助協調的な手続を統一するようなアプローチがある

んであれば、それはそれで期待するところではありますけれども、引き続き世銀とかアジア開発銀行とかの動向を捉えて、必要であれば、ほかの機関とも連携していくということかなと思います。

他方、他機関との協調融資というのは、大体年間10件程度想定されて、実績としてあります。積極的にそういうのに取り組むに当たって、手続の重複などを避けるべきとのコメントをいただいています、それはそのとおりかと思えます。中には、各環境セーフガードポリシーの中で厳しいものを選んでいけばいいという意見もありました。数値基準で厳しいものをとるのは比較的簡単なんですけれども、プロセスや考え方が違う場合、どっちが厳しいのかというのは判断がなかなか難しいところがございます。

ほかの機関に比べて、JICAは意思決定のあり方やプロセスが違うということもあります。JICAガイドラインの要件が満たされるというのが、その協調融資あるいはコモンアプローチをとる上で要件というような提案もありましたけれども、JICAガイドライン上で求められている、例えば助言委員会のプロセスなどは、ほかの援助機関ではなかなかないところなので、それをどうやっていくかということも課題として率直に言うと思います。

現地の状況や既存案件や調査の状況などもありますので、協調融資が想定される場合は、個別に対応するのがやっぱり今のところ1番いいんじゃないかなというふうに考えます。例えば共通の協調先と共通のEIAを使用したり、住民移転における補償の考え方を共有するなどの部分的な共通化もあっていいんじゃないかなと思います。そういうのはスコーピング、あるいはドラフトファイナルの説明の際に、ガイドラインに則って皆さんにご説明して、なされるということが重要なことかなと思っています。

あまりスライドに基づいて説明していませんが、あまりコモンアプローチという言葉にとらわれるのではなくて、協調融資する際にどういうふうに考えていくかというところを議論いただければいいのかなと思います。

というのが私たちの考えでございます、引き続きそこは本件については議論いただければと思います。

以上です。

○林委員 ありがとうございます。

では、今回は論点の番号が変わったんですね。28から45までのご意見をいただいていますので、何かコメントをいただければと思いますが。

はい、どうぞ。

○田辺委員 今のご説明を受けて、ちょっと安心した部分があるんですが、まず1点目は、JICAガイドラインがそもそも別紙1というのがやはりミニマムにつくられているということから、仮に協調融資を行うにしても、MDBs同士がやるような膨大なリクワイヤメントをつき合わせて、借入人が非常に困るということは想定しにくいのかな。つまりJICAのガイドライン以上に、他のMDBsがより多く求めているので、JICAが仮に協調融資を行うにおいても、そこまで相手国に負担をかけるということは少ないのかなと認識してしまっていて、その点からも、JICAが今すぐにコモンアプローチを導入しなくちゃいけない程、相手国政府が負担が大きいという状況はないと思っています。それがコモンアプローチをあまり私が、JICAが今積極的にやってほしいと思っていない理由の一つです。

それから2点目は、世銀のポリシーについてはJICA内で相当その乖離のチェックなどを行って

るので精通されていると思うんですが、ADBとかアフリカ開発銀行の政策に精通しているわけではないと思うので、それをJICAが仮に審査に用いるかということ、それも想定しにくくて、では、助言委員会もアフリカ開発銀行の政策を照らし合わせられるかということ、それも効率的ではないので、そこは一足飛びにコモンアプローチということは、ちょっと現実的には難しいと思っています。

以上です。

○作本委員 今のコモンアプローチ、私も、昔、OECD諸国に対してこのコモンアプローチとして、2003年に出ているんですね。我々がSDGsとか何とかそういう前に、融資機関、お金を貸す輸出信用ですか、こちらのほうにも環境社会配慮を及ぼしたいということで、歴史から見ると2003年に生まれて、その言葉が何か曖昧なままずっと引き継がれているんで。世銀とか何かの国際機関からすれば一緒に仲間に入ってくださいと、ただ、JICAさんは一国の援助機関ですので、そのこのところ、当然飲み込まれていいのかどうかというのには私はちょっと躊躇を感じるんで、できればちょっと距離を置きながら徐々になじんでいくという方向はといった感じでのコモンアプローチ対応でいいんじゃないかなという感じがします。

あともう一つ、コモンアプローチ、最近、デューディリジェンスというんですか、この言葉はデュー・プロセスか、アメリカのああいふ適正手続というのならわかるんだけど、このデューディリジェンスというのは日本でほとんど使われることがないんで、これが今回セットで使われている、ESSだけでなく、あのフレームワークでもということ、どうやってこれとのかみ合わせをガイドラインで考えなきゃいけないかということ。これも観念的な一つの頂点にあるような概念でしょうから、そのこのところはどうかしないと、簡単にはコモンアプローチ、イエスとは言い切れないかという気がします。

○島委員 島です。デューディリジェンスという言葉が出てきたんですけれども、そこはあまり深く考える必要なくて、今、JICAさんでやられている環境社会配慮確認がもうデューディリジェンスだと言ってしまえばいいと思っています。

一方で、ちょっとコメントとかにも書いたんですけれども、じゃ、そのコモンアプローチ、総論点には、業務効率化につながるのであればそれはウエルカムだなということは言うんですけれども、じゃ、具体的にどうなるかと考えたときに、田辺委員がおっしゃったように、二つのドナー間のガイドラインのギャップを分析して、こっちをやって、こうやって、コモンアプローチでこうやりますという話と、もう一方はコモンアプローチじゃなくて、ガイドラインをつくってそれぞれで判断しましょうというのは、やっている作業というのは多分順番が違うだけで、ボリューム感はそんなに変わらないので、業務効率化という観点で過度に期待し過ぎないほうがいいたらと思うています。

一方で、その業務効率化の観点で多分事業者側に立つとすると、そのガイドラインの共通化、コモンアプローチじゃなくて恐らくプロセス、活用するコンサルタントを共通化するとか、あるいはベンダーズミーティングを一緒にやりましょうとか、そういったところのほうが大きいと思うんで、そういったところは後で考えていただけたらいいのかなと思います。

あとは、これは前、どこかの案件、ワークショップだかで照会を受けたんですけれども、モニタリングのところで、中東のほうで超大規模な太陽光発電があって、何か50メガワットぐらいのが1ユニットで、20の事業者に分かれて、1,000メガぐらいのをやって、それをしているドナーが違う、

事業者が違うというのがあったんです。それを聞いたんです。それで、そのアセスメントとかを共通化したり、そのマネジメントのフレームワークを共通化して、それぞれの事業者が同じようなモニタリングフォーマットでやっていくみたいなのところがあって、そういったところは事業の効率化にはつながるかなと、1点ご紹介させていただきます。

○小島 ありがとうございます。小島です。

コモンアプローチは、ドナーとドナーの協調という考え方だと私は認識しているんですけども、さらに話をややこしくするために言うと、多分、当該国の環境影響評価制度にも本当はアラインしないといけないので、3者の制度を踏まえてということになってしまいます。なので、あまりここ、コモンアプローチという言葉にとらわれず、協調融資をやるときにどうするかということと、先方政府の制度をどう踏まえてJICAの環境社会配慮ガイドラインの融資をやっていくかということが1番重要なポイントなのかなと思います。

多分、実際に案件をやっていると、そこら辺の意識は現場では似たようなもの、同じ意識は共有できるのかなというふうに思っています。ADBも世銀も、自分たちのガイドラインはあるけれども現場も踏まえようねという基本的な考え方だと思いますので、そこをお互い議論することによって話をややこしくして前に進まないという状況をできるだけ防ぐというのが趣旨だと思いますので。あとは、皆さんおっしゃっているとおり、効率化というところで、実際作業していただくコンサルタント、専門家の皆さんが、せっかく報告書を仕上げたのに、誰かに言われてまた全部作り直さないといけないというのは、やっぱりみんなにとってマイナスなので、そういう状況を避けようというのがコモンアプローチの趣旨だと思います。

いずれ世銀の、あるいはアジア開発銀行のこういうガイドラインに大文字としてのコモンアプローチというのが出てきたら、それは真剣に考えるんですけども、今は見てのとおり小文字のコモンアプローチなので、一般名詞として、協調して進めましょうということなのかなと思っています。そこら辺の情報は私たちでも入手していきたいと思っています。

以上です。

○林委員 ありがとうございます。

ほかに何か。

○柴田委員 コモンアプローチという言葉に限らず、協調融資のときに、それぞれのポリシーをどういうふうに調整していくかというところで、定量的にはかれるものは安全側というのは判断しやすいと思うんですけども、やっぱり1番鍵になってくるのが、この助言委員会の助言みたいなプロセスをどうするかということだと思うんです。

これも、今のガイドラインが議論されているときの議論をちょっと見直してみますと、マルチの場合と、JICAのような2カ国の場合で決定的に違うのが、やっぱりマルチの場合は出資者がたくさんあるわけなので、その出資者間が分散している中で、一つのプロジェクトに対していろんな面から捉えられるわけですね。その中でおのずとチェック・アンド・バランスが働くだろうと。なんだけれども、JICAの場合はやっぱり日本1カ国なので、そういった機能が理論上働かないわけですね。なので、そういった機能を持たせるという意味で、第三者のこの委員会をつくっていきましょうというような議論がなされていたというふうに私は記憶してしまっていて、ですのでその議論からすると、協調融資で協調する相手というかパートナー、どちらがイニシアチブを担うのかでだい

ぶ変わるかとは思いますが、パートナーがマルチで十分に、さっき言ったようなチェック・アンド・バランスが働くようなシステムを持っているのであれば、もしかしたら今やっているような助言委員会というのをフルのスペックでやらなくても、そこは捕捉できる部分はあるのかなというふうに思うんですけれども、一方で日本も、JICAも入ったときに、この出資者である納税者ですよね、日本国民に対しての説明責任みたいなもの、あるいは情報公開の確保みたいなものをどういうふうに守っていくかという視点は重要だと思いますので、そこの両方のバランスを、協調融資の仕組みを考えると前提にさせていただけるといいかなというふうに思います。

○寺原委員 寺原でございます。協調融資の例としてケースを挙げてもらったのがありまして、35番のところですね。

私の知っている範囲は、例えばAfDBとの協調融資とか、ADBの協調融資とありましたけれども、ある区間同士、JICAはこっちの区間、ADBはこっちの区間というふうに分けた上で、審査種類が1本化されているというパターンが多かったと思うんですね。その後に環境だけ、こっちの区間だけ別のフォームでというようなことはあまりなくて、現地の国が持っているようなものに合わせたり、またはどっちがリードしているというのが明らかに案件ごとにわかっちゃっていますよね。どちらかということ、マルチと組んだときには、マルチのほうの審査能力に応じて、そこに合わせた審査書類が大体つくられていくというようなパターンだと思うんですけれども、そうしますと、その環境社会の枠組みもどっちかということ、そっちに引っ張られて、それをつくっておけばJICAのほうもそれでそのまま通じるみたいな使い方をされているのが実際なんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。曖昧な質問で申しわけない。

だから協調融資といっても、この協調融資におけるコモンアプローチということ、やっぱりどっちかに、必ずJICAさんとADBさん、AfDBさんの場合は、マルチのほうにかなり引っ張られた感じの案件ですよね。

○工藤 企画二課の工藤と申します。

必ずしも全てがそうとは言い切れない面があるかと思えます。協調融資といっても、一つの事業で、例えば一つの発電所を2者で融資する場合もあれば、道路でセクションを分ける場合もありますので、セクションを仮に分ける場合ですと、事業効果も環境影響も異なる可能性もありますので、そこはその事業の性質に応じて分類していけばいいと思うんですけれども、一般的にJICAのほうで協調融資、最近の例が多いのは、一つの事業に2者で融資すると、その事業の進捗もお互いに影響し合うということもあって、セクションを分けたり、大枠では一つの道路事業だけれども、セクションは分けて、大枠で協調融資だけれども実態は協力してやっているというような形の事業が多いのかなと考えております。

ご指摘いただいた35番のADBとの道路案件も、セクションで分けているものでございます。

○寺原委員 そうしますと調達の仕方なんかはかなり違ってきちゃいますよね。

○工藤 はい。それぞれのガイドラインでやっていくことになります。

○寺原委員 今ほど言われた、例えば発電所にお金を、コンポーネントみたいなものが分かっているのか。道路みたいに、こっちからこっちでセクションがきっちり分かっているような場合だけじゃなくて、この発電所は全部マルチと一緒にというようなケースもあるんですか。

○工藤 ゼロではないと思いますけれども、数としてはかなり少ないのかなと思います。特に最近

の傾向ですと、質の高いインフラを日本が輸出するという観点であれば、なかなか国際機関と組むと調達の中で日本の技術をうまく使ってくださいますということも言いつらいという面もございますので、そこはやりやすい方法という、そういうことにしているほうが一般的かなと考えております。

○林委員 ほかにコメント等ございますでしょうか。

○寺原委員 すみません、私、1回目の議論に出ていなかったんでよくわからないんですが、ガイドライン上の書きっぷりまでは関係なくて、いろいろ是々非々で検討するという。

○林委員 ここで文面を考えるわけではなくて。

○寺原委員 適否について検討する。

○林委員 基本的な考え方についてご意見を言っていて、それを集約した何か、例えばいろんな意見が出ますので、両論併記したような感じの中身を助言としてまとめていただくという。

○寺原委員 わかりました。

○林委員 1番最後のほうに、今日の論点みたいな感じで、少しJICAのほうで何か最後のほうに、こんな話、こんな話が出ましたと幾つか挙げていただいて、多分それを文章化していただくのが最終的には、1月30日にメールで来るという形ですか。

○小島 私の個人的な意見なんですけれども、環境社会配慮において、多分サブスタンスの話とプロセスの話があって、サブスタンス、中身の話は多分いろんなドナーにおいて協調することはできるんじゃないかなと思います。つまり、私たちが考えているガイドラインの中身と世銀が考えている環境社会配慮の中身というのは、そう多くは違わないんじゃないかなと考えています。

ただ、そのプロセス、多分次の論点の話にもなるんですけれども、プロセスのところで違う場合に、どう考えるべきかというところがあるので、それはまた次のポイントでも議論させていただきたいと思います。

もしよければ、今の論点においては、コモンアプローチという言葉は助言案で使うかどうかは別として、その個別の事業においてどのような環境社会配慮を行って、それぞれが説明責任を果たしていくかというところがポイントで、もし今後コモンアプローチ、本当の意味でのコモンアプローチというようなものがとられることであれば、きちんとそれはJICAとしてフォローして、また助言委員会の皆さんにも共有するというのがポイントなのかなと思います。

万が一、協調融資において環境社会配慮ガイドラインに書いてあることと違うような対応をする場合は、必ず、カテゴリAにおいては皆さんとちょっと相談するというのがポイントなのかなというのが、皆さんとお話しして、ちょっと考えたところでございます。

○林委員 はい、どうぞ。

○村山委員 私、十分理解できていないんですけれども、通常の事業でカテゴリA、B、特にカテゴリAという形で部分的にでもJICAが関わるということであれば、今までと同じで多分問題ないと思うんですけれども、一体として事業を行う形でさまざまなドナーが関わる場合に、JICAでは助言委員会のプロセスがあるから少し待ってくれというような、何かそういうプロセス上の課題というのは出てくる可能性はありますか。

○小島 あります。助言委員の皆さんへのコメントをお願いするというのもそうですし、次の論点であるEIAの公開のところも一つポイントだと思います。

○村山委員 もしそういうことがあるとすれば、そこをどうするかということですね。委員会に

かけるとすると、多分時間的に一カ月に1回ぐらいだと結構時間がかかるというふうに、ほかからそういう意識が出てくる可能性もあるので。

○田辺委員 この話は、ガイドラインを今改定するという話ではないという理解で良いですか。そこは多分クリアにしたほうがよくて。

○小島 改定が必要かどうかというのも、全体として助言委員の皆さんに意見することは、はい。

○田辺委員 いや、というより今の議論の流れとしては、ガイドラインをコモンアプローチができるように改定しましょうという議論はなかったと思うんですけども。ガイドラインを改定をするという助言にはならないかなと。実施面で協調できる部分は協調していきましょうという結論だと思えます。

○小島 私は、そういうふうに受けとめています。

○田辺委員 そうですね。

○村山委員 実施面というのは、運用でということですか。

○田辺委員 運用です。

○林委員 それは私の38のコメントも実は似たような話で、JICAと他国際機関と協調融資の場合の運用、これは僕は運用面と書いてあるんですけども、事例はありますかと言って、ありますよという回答になっていて、それってどうするのかなというのがちょっと気には。運用面の話なので、ガイドライン改定の話とは違うのかもしれないんですが、実際、問題になっているらしいので、その辺ってどうなんですか。

○小島 多分、今まで何か案件を実施しようとして、協調融資しようとして別な援助機関と話ししている中で、助言委員会あるいはJICAの環境社会配慮ガイドラインの中でプロセスが生じるという場合は、無理を言って、できるだけJICAの環境社会配慮ガイドラインのプロセスを遵守するようにしています。その部分を今まで省略したことはないんじゃないかなと考えています。

○折田 まさにEIAの公開期間の話は、次の論点のところで深く議論に入っていく部分で、この論点にも大きく関与していると思います。

○加藤 今の論点については、コモンアプローチ、協調融資の議論においては、今のガイドラインの決まり事をスキップするという議論は出なかったと思うのですが、今後議題に出てくる情報公開の議論等でも私どもとしてはお話ししたいと思っている点があります。村山委員がご指摘をされたように、実際の協調融資の案件で、しかもそれが大規模なプロジェクトで協調融資先が何行も入っていて、JICAにも声がかかるケースがこれまでもあります。ただ、JICAの供与決定がEIAの情報公開やカテゴリAのプロセスの長さを考えると、借入人の求める資金授与のタイミングに間に合わないということで、JICAにはお断り願って、ほかの協調融資先に声がけをするというケースというのは実際に出ていますので、そこは、コモンアプローチで規則をその都度、外す、外さないと判断していくよりは、「情報公開」の議論においてそういうケースも鑑みて、どのようにガイドライン上のルールを考えるかという点を個別に議論させていただきたいなと思っているところです。

○作本委員 今の加藤さんから情報公開の話がありましたけれども、今度の世銀のほうのフレームワークというか、ESSでは労働問題を入れていきますよね。労働って、我々はあまり取り上げる機会というか、これはSDGsとの社会の項目に含まれるといってもあまり関心を持っていなかったところだと思えますが、そういうのが入ってくると、コモンアプローチという新しい分野を我々はど

うやって形成するのか議論するのかと、そういうことになってくる。そのときに、恐らく協調融資のときにJICAさんは入れていないですねということだけで済むのかどうか、ちょっと不安がありました。情報公開は恐らく、共通のことだと思うんですけども。

今、SDGsのもとで、3番目にも関係するんですが、SDGsの社会というのは貧困も全部入れているわけで、労働問題まで入れているわけでありましたが、それを全部我々が取り込めるのかどうかとなってくると、これは極めて厄介な、センシティブなところがありますので、そっくり協調、コモンをそのまま100点満点と言って受け入れちゃうと、ちょっと後で困ることがあるかもしれないので、JICAさんの一存をできるだけ残すような方法のほうが好ましいんじゃないかなと思います。

○小島 多分、作本委員がおっしゃったのはそういう趣旨ではないんですけども、労働については、3月23日のワーキンググループで議論することになっています。ちゃんと入れています。

○作本委員 はい、ありがとうございます。

○林委員 ほかに発言されていない方、何かありませんですか。

よろしいですか。

時間は当初の予定どおり進んでいるんですけども、あと予定まで3分あるんですけども、何か発言されていない方がおられるんですけども、いいですかね。

何かございますか。

○小島 大丈夫です。

○林委員 それでは、とりあえず一旦この論点2.2は終わりということで、10分間休憩ということになっていますので、3時22分ですか。今12分なので、3時22分に再開ということで、一旦休憩させていただきたいと思います。

午後3時12分休憩

午後3時22分再開

○林委員 それでは、再開したいと思います。

論点2.3、EIA公開ということで、ステータスであったり期間であったりということが議題に上がっております。

それでは概要について、事務局のほうからご説明、お願いします。

○小島 事務局、小島です。改めまして。

じゃ、パワポに基づいて説明をさせていただきたいと思います。

まず1枚目のスライドですね。まず、世銀のESFにおいてどうなっているかというところなんですけれども、環境社会影響評価に基づくリスク影響に関する文書を世銀はアプレイザル前に公開すると。これらの文書は案の段階での公開を可としており、公開期間に関する規定はないというところでございます。

ADBにおいては、カテゴリAの場合は、ドラフトEIAを理事会付議の120日前に公開することを義務づけていますというところなんです。

IFCにおいては、EIAの公開は必須となっていませんが、かわりにIFCが作成するEnvironmental and Social Review Summaryで必要な情報を整理し、理事会付議の前に、カテゴリA案件では60日間以上、それ以外では30日間以上公開するというふうになっています。

他方、JICAのほうにおいてはどうなっているかというのが次のスライドで、現行のガイドライン

では、カテゴリAプロジェクトについて、環境レビューに先立ち情報公開する文書として、1) EIA報告書と環境許認可証明書、2) RAP、3) が先住民のための計画、IPPが挙げられています。また、EIA報告書は、合意締結の120日以前に公開するということが定められています。これを踏まえて、ECC取得済みのEIAを公開しているというのが、現在の検討状況でございます。

しかし、環境当局による承認済みEIAを公開してから環境レビューを行うことが求められているため、レビューを通じてEIAの内容にコメントしようとしても、既に環境当局による審査と承認が終わっていることから、必要に応じて審査時に追加的に合意する必要が生じているところでございます。結果、相手国などは、EIA報告書と審査時合意事項の両方を確認する必要が生じ、混乱を招くこともあるというようなことになっています。

次のスライドなんですけれども、環境レビュー時の助言対応状況確認というところで、これはもう皆さんがご覧になっている報告書にあるものなんですけれども、おおむねいただいた助言は反映されているというものなんですけれども、一部はちょっと難しいというところでございます。

その理由として、EIA報告書が承認済みであったため、審査時に追加合意は行ったものの、十分に引き継がれなかったというところでございます。

スライドは2.3は以上でございます。

私たちの考え方なんですけれども、いただいたコメントの中には、中というよりは、先ほども説明したとおり、他機関との連携において、EIA公開のJICAの要件が厳しいことも課題の一つになっているという認識です。

他方、それを緩和することは、ステークホルダー関与機会の制約になるというコメントもいただいています。公開期間については、多分だいぶ前にこの120日というのが決まったんじゃないかなと思います。相手国の通信状況も改善されていたり、協力準備調査でステークホルダー協議というのはやっている案件も増えてきていますし、支援を行うに当たって私たちも競争相手が発生することもあったりというところであります。さらに世銀のESFでは、公開期間について記載されていないというのがあって、何とか柔軟に運用できないかというのが私たちの考えでございます。

もう一つが、例えば今JICAは承認版EIAを公開するというようになっていますが、世銀やADBのようにドラフトEIAとする方法も検討できないかというところでございます。未承認EIAであっても、承認については環境レビューは環境許可があるなしに関わらず、JICAガイドラインに則って国内基準及び国際基準に照らした環境社会配慮を確認すべきと、私たちは考えています。

なので、環境許認可証明書の取得のタイミングは、相手国法制度に則って取得した段階で取りつけてもいいんじゃないかとも考えているところでございます。

本論点においては、46番から68番にかけて、たくさんのコメントや意見、ご質問をいただいているところでございます。

私たちの説明は短いですが、以上でございます。

○林委員 ありがとうございます。

本論点について何か、46から68のコメントはいただいていますけれども、まず何かコメントをいただけますでしょうか。

はい、どうぞ。

○田辺委員 先ほどの流れで、国際機関との協調上の問題という話と、それからEIAを承認してか

ら助言があって、それが助言がうまくEIAに反映できなかったという話と、だいぶ話が違って、このペーパー自体には後者の話しか書かれていなかったの、何でそれに基づいて、その手続を変える必要があるのかと最初思っていたんですが、国際機関との協調ということを考えたときに、JICAの期間というのが障害になっているということであれば、それはそれで検討したほうが良いかなとは思っています。

ただ、EIAのドラフトといっても千差万別で、すごいシンプルなIEEレベルのドラフトと、JICAでいうドラフトファイナルレポートみたいな段階のドラフトと両方あって、それを一緒に、IEEレベルのドラフトを公開してから120日ですという話になるとちょっと違うというふうに理解していて、何かその辺のことがクリアされるのであれば、その承認を全部、最後待たなくても、少しその作業をオーバーラップさせるということは、文言上の工夫であり得るのかなというふうには思っています。

○小島 よろしいでしょうか。改めまして小島です。ありがとうございます。

後半のご指摘のところで、ドラフトEIAといったときに、多分誰かがつくった第1初案から始まって、普通、EIA報告書って、当該国の環境省が承認するものなんですけれども、例えば国土交通省なり、道路省が環境省に提出した最終ドラフト、あるいはその実施機関としての最終ドラフトという範囲までいろいろあると思います。

私たちも、まさに書いたとおり、あまりぶらぶらのEIAドラフトで公開しても意味がないと思っていますので、言葉としては、実施機関が例えば環境当局に出した提出版EIAという言葉を使って、それがほかの機関でどう運用しているか、ちょっと私自身はわからないんですけれども、実施機関にとってはそれなりの内容が入っているもの、あるいは事前に環境当局と根回ししているものというものを提出版EIAと呼んで、それをもとに公開するというのは、ある程度権威もあるし、だけでもまだ承認されていないものというような考え方ができるのかな、と思います。なので、ドラフトという言葉ではなく例えば提出版、承認版ではなくて提出版というふうに考えるのも1案なのかなと思います。

○林委員 柴田委員、言おうと思ったんですけれども、コメント。ちょうど柴田委員のコメントを今見ていたので。

○柴田委員 柴田です。64番のところで書かせていただいたんですが、具体的なその期日のスケジュールをイメージしたときに、確定版で120日を確保するのに当たって、その障害が発生し得るという問題だと思うんですけれども、確かにドラフト版からの公開で同等の期間が確保できる。その中で審査を質を担保できれば、方法としてはよいかというふうに思っているんですけれども、一方で、そういうのを想定していますというふうに書いていただいているんですが、助言委員会でその中身を見ると、やっぱりちゃんと重要なステークホルダーからの意見が既に上がってきていること、あるいは地元の自治体ですとか関係する機関からの意見が上がってきて参照可能になっていることというのは、まず欠かせないポイントだと思っています。やはり日本国内法も条例もそういうような立てつけになっています。

あともう一つ、仮にそのドラフト版の公開から起算して何日としたとしても、やはりこの確定版においても一定の期間が確保されているというのは、これも重要なことというふうに思っていますので、例えばここにドラフト版から120日で確定版から30日というふうに書かせていただいたんです

けれども、こういった形でそういった要所要所が押さえられていれば、ドラフト版からの公開で、ドラフトのドキュメントをもって審査していくというのも一つの方法ではあるかなというふうには思います。

○小島 小島です。ありがとうございます。

まさにその回答案で書かせていただいとおり、いただいた意見はそのとおりだと思います。ただ、ドラフト版を一旦公開させてもらって、承認されたら、それを改めて公開して、そこから60日確保するというのが、オペレーション上どれくらい難しいかというのはちょっと検討させていただきたいというところと、最終的に承認済みEIAというのは先方政府の文書であるというところで、そのプロセスは相手国政府側にお任せするというのも、一つ考え方としてあるかなと思っています。

ただ、私たちとしては、ドラフトというのか提出版というのかは別として、一通りでき上がったものについては公開させてもらうというのは今のラインでもありますし、現行のJICAのガイドラインのやり方でありまして、承認版はどうするかというのは、またちょっと検討したいと思っています。

○加藤 補足となりますが、承認版から30日あるいは60日というのはかなりのボトルネックになるおそれがあります。、一緒に協調融資を行う他の機関は、EIA承認含めた環境許認可について、森林許可やその他の許認可と同じように、プロジェクトに対する資金供与も決まった後の、プロジェクトの工事着工もしくは彼らのファースト・ディスバースメントを出すまでに、その許認可がとれていることを確認できればよいとしています。これに対し、JICAはそこよりもさかのぼって、合意文書締結よりも30日前に承認版EIA公開となると、更に手前の段階で長く時間をとることになり、そこでもまた他の協調融資機関と足並みがそろわなくなるというのは明確です。柴田委員が事例として言及された国内法の例をお伺いしたいのですが、国内法の場合も、最後の環境当局が承認する前の公開期間として一定の期間が確保されているのであって、当局が承認した後に別途一定の期間を確保するというのではないのだらうと思われます。そういうことから考えると、我々のプロジェクトについても環境当局が承認する前の段階で、提出版が公開されてから一定期間たって、当局の承認が下りると思われますので、提出版EIAからの120日公開でそれなりの期間は確保できているのではないかと思っています。

○錦澤委員 錦澤です。ちょっとどのくらい理解できているかわからないんですけども、レビューを通じてEIAの内容にコメントしようとしても、既に当局による審査と承認が終わっていることから、追加的に合意する必要が生じている問題について、これは審査の効率性、手戻りをなくするという観点から、なるべく改善したほうが良いと考えています。ガイドラインにも代替案検討を規定していて、そういう観点からもなるべく早い段階でコメントできる機会が必要です。そこの整合をとるという観点からですね。

それから、世銀等の融資機関でもドラフトの段階で公開していると聞きましたので、ここも改善の余地があるかなと考えています。

○林委員 最後のところの私の質問の56で、世銀の文書について詳細は把握していないということで、案を公開してもいいというのと、実際、何を公開しているのかという調査はまだされていないということなんですよ。どういうレベルのものが。案の公開でも可という記載がされているということですね。

○小島 はい、そうです。

○林委員 ということと、実際に何が、どの段階の公開をしているかについては詳細は把握していないという、回答は差し控えさせていただきますと書いてあるんですけども、それは現時点では、55番のコメントの回答なんですけれども。

○小島 ここでお答えさせていただいているのは、案の公開は例外的なものかというのがわからないというところでございます。

○林委員 ということは、普通はどっちなんですか。

○小島 たしかここの英文を見ると、最後のand be provided in draft final form (if available)なので、ごめんなさい、どっちが例外的なのと言われると、もし承認版があれば、それがいいというような扱いですかね。すみません。なので、公開されているものの何割がドラフトで、何割が最終版かというところまではわかりません。

○林委員 通常はどっちかということも、ちょっとまだわからないということですよ。

○小島 わかりません。

○作本委員 今の公開版なんですけど、国によっては、このアセスの初期の段階、準備書の段階で公表しない国があるんですよ。これ、でき上がりましたという形で、政府からの通告で、たしかマレーシアだったと思うんですけども、そういう国になると、今度今のこの公開版が場合によってはこの提出版というのか、どれなのかを特定するのが難しく、JICAさんが困っちゃうんじゃないかと思うんです。

あともう一つは、ちょっと私はコメントを書かせていただいたんですが、環境アセスメント、今途中から、一般公開されたものに対して意見を我々のほうから言うというならば、それは同じ公平な土俵かと思うんですけども、場合によっては、これが相手国側で期限を絞っていますよね。1カ月以内に、あるいは2カ月以内に意見を寄せると。それを超えて、こちらはそのローン契約を延ばすのかわかりませんが、遅らせて、そこでコメントをさらに追加するとすると、これは、私はアセスのこの許認可というのは相手の国の国家主権の中核部分なんで、これについてあまりこの助言委員会だからできる、金を払う側だからできるという考え方よりは、彼らは彼らなりに貫徹させて、それに追加的にローンアグリメントを追加的に我々が条件なり何なりを申し入れるという形のほうが、JICAとしての体裁もいいんじゃないかなと思うんです。

どうなんでしょう。このあたり、私もなかなか難しい微妙なところで、よくわからないんですが。

○小島 ありがとうございます。作本さん、おっしゃるとおり、先方政府のEIA制度がどういうものかというのは、よく踏まえないといけないんですけども、少なくとも今現在の運用においては、承認版を120日公開してくださいというのは守ってやっています。多分、国によっては、そうしたらドラフトのものを果たして公開していいのかというところは、また問題が出てきます。そうなったら協議して、国の制度にはないけれどもドラフト版を公開するのか、それとも国の制度に基づいて承認版を待って、承認されるのを待って120日公開するのか、そこら辺の運用になるんじゃないかなと思います。許認可のところは、先方政府の制度上のものであるというのは、おっしゃるとおりでございます。

○村山委員 よろしいでしょうか。村山です。ドラフトのEIAを対象に議論ができて、JICAからの追加的な指摘がEIAに反映されると、そういうことがプロセスとしてあり得るならば、ドラフトの

EIAを公開の対象にするということをデフォルトにしても構わないと思ってはいるんですが、そこまで対応ができるのかどうかは今の時点で不確定で、どちらかという私はネガティブなので、基本的にはEIAの承認済みを対象にする。例外としてドラフトも可とすると。その場合の条件を幾つかつけていくということなのかなと思います。

私が関わった幾つかの例で考えると、環境レビューで初めて出てくるEIAのレベルが、JICAが協力準備調査でかかわって出てくるEIAのレベルとだいぶ違って、相当構造も違うし、基本的にはない項目があったりする。そういう場合に、なかなかその修正が簡単にはできない。場合によっては追加の事業が行われた例もあったと思うんですけども、そういう状況がどうもある気がするので、例外としてドラフトを対象にするというのはあってもいい。特に協調融資のような形ですね。そこにどういうドラフト版にするのかとか、それからあとフォローアップをどうするかというですね。その点も含めた形での条件をつけるというぐらいいいかなと思います。

○山岡委員 よろしいですか。村山委員の意見に私も同意するんですけども、やり方としてはドラフトが出てきて、それに対して環境レビューして、コメントは反映させていただく。あるいは承認済みでもいいと思うんですが、そのときにはやはりまたコメントを反映してもらおうということが多分我々のプロセスとして大事だと思うんですが、それについては、例えばLAとか、事前にどこかでこちらの要望を伝えて合意をとるような、やはりどこかそういうプロセスがないと、議論だけずっとしていても、なかなか堂々めぐりというか、相手国は相手国のプロセスがあるでしょうから、できるだけ、やっぱりLAあたりで、そういうところが合意できるというのではないかなというふうに思います。

○作本委員 今の山岡さんの考えに僕も近いんですが、環境レビューの中にメインな部分の環境レビューと追加的な環境レビューということで仕分けしておいて、追加的な環境レビューでは、もう既に行った環境レビューをもう1回繰り返さないとか、あるいは新たにやった部分だけを追加的な環境レビューの中で取り上げるとか、何か交通整理が必要なんじゃないかと。その大元締めでLAで当然それを言うということ、そういうのが承知な場合にはという形で、手続の中で解決できないのかなと思うんですけども。

○小島 多分、環境レビューの段階で皆さんからいただいた助言というのは、後々その助言に対する対応という形で報告させてもらっているんじゃないかなと思います。それを皆さんに報告するに当たっては、当該国、先方国と話した上でやっていると思いますので、承認版EIAに反映するかどうかは別として、きちんとその先方政府と話はできているというふうには言えると思います。

○柴田委員 追加でよろしいですか。あまりこだわっているわけでもないですし、あと、その承認版EIAの意味をもしかしたら私が間違えて理解しているのかもしれないんですけども、仮にドラフト版を早めに公開したとしても、それでもやっぱり最後の承認版というか、ファイナルEISの公開から意思決定までの間は、ある程度期間を確保したほうが、私はここに30日というふうにかかせていただいたんですけども、いいかなというふうに思います。

例えば日本の自治体の条例でも、大体2週間程度とっているのが一般的なんじゃないかなと。私は、すみません、全ての条例を確認しているわけじゃないんですけども、一般的なんじゃないかな。最初の評価書から意思決定までの期間ですね。例えばNEPAなんかでは具体的に名前が、待期間、Waiting Periodと名前がついていまして、これはもう30日間、その主務省庁は意思決定をし

てはいけないんだと。ファイナルEISの公開からです。その期間をちゃんと確保することで、最終的なドキュメントの妥当性と正当性を確保するための期間として用意しているんですね。なので、そこは、その期間、何日とるかというのは、ものによるとは思うんですけども、国内の条例の事業でも2週間とっているんで、カテゴリAとかなるとだいぶ広範囲、大規模な事業になるので、30日ぐらいが妥当なんじゃないかなというふうに思って、30日というふうに書かせていただいたんですけども、そこはアセスメントって、何か申請手続で申請に対して許可をするというような手続きではなくて、むしろステークホルダーの間のコミュニケーションで続いていくプロセスなので、そのプロセスに必要な時間として考えて、ファイナルEISの公開の後も意思決定まで一定の、やたら長くとる必要はないと思いますけれども、一定の期間を確保するというのには合理性があるんじゃないかなというふうに思います。仮にドラフトを早くしたとしてもです。

その期間は、当然そのドラフトからの公開期間と重複して計算できるわけなので、ドラフト120日プラス何日ではなくて、そういった形で最終版もある程度ちゃんと期間を確保されているというようなのがあったほうが、アセスメントのプロセスとしては一般的なんじゃないかなというふうに思います。

○加藤 JICAの運用の観点から申し上げますと、まさにおっしゃられた公開期間というのが、提出版のEIAからの120日というところで網羅できるのではないかという考えです。環境社会配慮の質の観点では、提出版のEIAである程度の必要な項目が網羅されており、ステークホルダー協議も終わり、その内容が反映されたレベルの提出版EIAから承認版になるところで中身がどれだけ変わり得るかという点で、私どもとしてはそこまでの違いは想定していません。、提出版のEIAが出されたところで、かなり網羅的なものが作成されていて、そこから更にそれに対するいろんなステークホルダーの方々からの指摘があって、それが120日の公開期間内に取り込まれ、それがJICAとしての意思決定にも反映されるというところで担保できるのではないかなというのが、JICAとしての考え方です。

○林委員 いいですか。

○柴田委員 そのようなお考えであれば、はい、そのようなお考えということで結構です。

○林委員 ほかにご意見、ありますでしょうか。

○作本委員 今の120日間というのは長過ぎると見るのか、短くて問題が、それを短くても足りるというふうに見ていいものなんですかね。先ほど条例では何とかって。できるだけ短期間で今JICAさんは案件を早く決定してくれという、時間かけ過ぎだというようなことも外から言われているわけですから、今での120日間って、かなり長いですよ。このあたりの調整は。

○加藤 ご指摘のとおりで、他の国際機関の例ですと、IFCのケースは60日が基本と聞いておりました。冒頭、小島が申し上げたような、今の情報通信の環境とか、情報へのアクセスのしやすさといったものが、2010年の現行ガイドラインが制定されたときよりも格段に改善している状況も踏まえると、その当時の120日前公開という設定よりも、より短い期間での設定というのもあり得るのではないかなと思います。

○作本委員 NGOの立場の人たちなんか、120日ぐらい欲しいというところですか。そのあたりは、印象はどうでしょうか。

○田辺委員 それはケース・バイ・ケースだと思うんですけども、基本的にADBがドラフトから

120日とっていますし、それから世銀も、その世銀本体の仕組みはないですけども、120日でないとアメリカ政府が承認しないことになっているので、120日待って承認かけているという実態を踏まえれば、JICAも提案版から120日というふうに合わせるということでは理解できるのですが、IFCは民間セクター融資なので、むしろJICAのオペレーションとはちょっと違うので、なので、ADBや世銀と揃えるのは納得いくんですが、それよりさらに短くしようというのは、それはちょっと難しいなという。

○加藤 その観点では、JICAとしては海外投融資といった民間連携事業スキームも持っていますので、そのスキームについては、おっしゃられるように民間セクターの足の速さを踏まえて、異なる期間というのも考え得るのではないのでしょうか。

○田辺委員 ADBも民間セクターは120日とっていますので、そこはどう合わせるかというところでしょうけれども、JICAさんのほうでそこまで急ぎの案件が実際にあるということであれば、具体例としてはあるのでしょうかという。

○工藤 すみません、企画部から発言いたします。どの案件かということではないですけども、今のいいか悪いかは別として、インフラ輸出のかけ声が多い中、カテゴリAに該当するような案件も多数あるのかなと思います。インフラ輸出という観点で、かつ迅速化して、迅速にやってくれというのが日本政府から求められていることですし、相手国政府からも相手国の受益者からも求められているわけですので、絶対に120日を守らなきゃいけないんだということではなくて、そこは周辺環境を考慮する余地はあるのかなと考えております。

世銀、ADBですと、マルチの機関で、いろんな目が入っておりますけれども、我々としては前の援助機関として、政府の方針に則ってやっていくことが中心になりますので、そこが必ず国際機関と一緒になければならないということは、必ずしもそうは言い切れないのかなとも考えております。

○山岡委員 よろしいでしょうか、山岡ですけども、ADBも、カテゴリAは120日ということで、それ以外は短くしているということでしょうか。少なくともAとBとCで差をつけるというのは、これは理屈でもあると思うんで、やはり政府のほうが早くというような意向もあるということ踏まえれば、カテゴリBとCは短いという考え方もあるんじゃないでしょうか。

○田辺委員 たしか、ないんじゃないですか、それは。

○小島 今、120日はAだけです。

○田辺委員 Aだけですよね。

○小島 現行の運用は、はい。

○田辺委員 JICAもそうですよ。JICAはAだけですよね。

○山岡委員 そうか、BとCはないんだ。

○小島 はい。

○林委員 ほかに、ご意見ないですか。

○寺原委員 審査が、JICAが融資機関側の審査で、先方政府の環境の審査があって、やはり今のJICAのやり方のほうが、ECCもらってからものを持ってきてもらうということで、すっきりするわけですよね。もし、世銀やADBの場合、ドラフトを出しただけで審査をして、ECCは通らなかったり、ドラフトの修正を要求された場合というのは、また同じように追加的な作業をした上で、アプライザル自体をやり直すということなんですか。そういうことはないんですか。

○加藤 世銀との意見交換の中で確認したところでは、世銀の考え方としては、彼ら自身の環境社会配慮の分析がそれなりにvalidなものであると判断をしているので、その許認可をとっているかや、ドラフトEIAがその後改訂されたかどうかというよりは、ある時点での情報に基づいて世銀としてしっかりと分析を行い、そのデューデリジェンスがきちんとしていけば、追ってよほど大きな変化がない限りは彼らの審査結果はそのまま変わらず、意思決定としては変更はないという立場と理解しています。

また、ECC・環境許認可取得というところを合意文書締結までに求めるという形になると、今は環境レビューに先立ち環境許認可の情報公開ということで、そこはたがが入っているのですが、そこが他の機関との協調融資においても大きな障害になっています。環境許認可は相手国の制度に基づき許認可をとるプロセスですので、他の森林許認可や工事着工許認可と同じように相手国法にのっとったタイミングで取得できさえすれば、JICAとしては問題ないのかなと思います。

○寺原委員 わかりました。

○林委員 そんなものですか。ほかにご意見、ご質問、ほかに何かありますか。よろしいですかね。

○小島 もしよければ、皆さんの大体の感触なんですけれども、その承認済みEIAを審査前に公開して、それを合意前に120日というのは現在の運用で、それは理想なんだけれども、その承認版というところ、それと120日というところにおいては運用をすることも考え得るというようなご理解、コンセンサスと言うと変ですけども、何となく皆さんの感触としては、そういうものでよろしいですか。

○林委員 運用の話ですか。

○小島 運用の話、はい。運用とするかガイドラインに書き込むかというところは、もちろんあると思うんですけども。

○田辺委員 村山先生がおっしゃった、原則は今のものだけれども、例外としてその承認版じゃないものを公開して、それを120日間の公開期間をとるということであれば理解できるんですけども。

○林委員 それをガイドラインの中で、ある程度規定すればいい。

○田辺委員 それでしたら、規定したほうがいいですね。

○林委員 線引きが難しくなるんですか。

○折田 例外というおっしゃり方とセットで、条件をつけてというようなことをおっしゃっていたと思うのですが、and/orという感じですか。例外として扱う及び、もしくはその条件をつけて、その条件を満たす場合においてということですか。

○村山委員 and/orではないです。もしドラフトを使う場合はという条件つきになると思います。

○折田 条件つきですね。例外という表現が適切かはありますが、基本はこっちだけれども、この場合はこういう条件とするというご意見ですね。

○林委員 でもガイドラインの中にちゃんと位置づけるという感じですね。

○村山委員 期間についてはご意見はあると思うんですが、そういう話でない気がしますけれども。もし期間を短くする場合、それも何か条件がつくんじゃないですか、協調融資の。

○折田 ただ加藤のほうからご説明させていただいたとおり、昨今の各種状況を鑑みれば、一定の柔軟性、それぞれのケースに応じた、要は固定をしないで判断できるということが重要なのかなと

は理解しており、そこを何か先生方のご意見をいただいて、工夫したいと。私どもも本当にゴーサインが出せないものにゴーを出したいなどということはもちろん考えていないのです。迅速性、やはり相手国政府のニーズに基づいて事業をやっているわけですから、そういった意味でのスピードを一定程度確保することと、きちっと公開期間をとるとということとをですね。その最適なところをとりたいと思っているだけでございますので、一定の柔軟性が確保できるような方法になるといいのではというのは、事業をやる者としての真摯な要望というか、気づきの点でございます。

○田辺委員 その部分は、多分助言にまとめるとしたら、私としては、だから120日を短縮するという話は乗れないので、それは両論併記というか。

○小島 わかりました、はい。じゃ、ちょっとこの雰囲気をついて。

○山岡委員 山岡ですけれども、通常その公開期間というのは、相手国政府は120日より短いケースが多いんでしょうか。

○小島 公開自体、公開はしていると思うんですけれども、期間を設けていないような国もあつたりするんじゃないかなと。

○山岡委員 ミニマムリクワイアメントとしては、当該国の基準には最低遵守して、かつ……

○小島 120日も公開している国は、なかなかないと思います。

○折田 先ほど自治体の事例をいただいたとき、30日というお話もお聞きしましたし、120日というのはなかなか。

○村山委員 ただ、ちょっと意味が違ふと思います。LAからということですね、120日。今おっしゃった120日というのは、どこを起点にされていますか。

○小島 今までは公開からですね。公開から120日、その後にLAということですね。

○村山委員 自治体が行っているのはLAと全く違って、もっと後の話なので、あくまでアセスの手続期間の中の話ですか、意味合いがだいぶ違ふと思いますけれども。

○島委員 ちょっと論点がずれちゃうかもしれないんですけれども、ドラフト版のEIAを公開したときに、それはJICAとしてどういうふうにするのかという、これはちょっとよくわかんないんですね。先ほどドラフト版を公開しましたと。そうするといろんな第三者、外部のが来て、見て、いろいろ意見を言う可能性があるんです。その意見をどういうふうにするかという、そのプロセスと必要な日数とかいうのがちょっとわかんないんですけれども、そういう観点で考える必要もあるんじゃないかなという気がします。

○小島 その120日のところは、今のガイドラインを見ると、意見が出てきたらどうするかというところは実は全く書かれてなくて、多分今の立て付けは、それまでに協力準備調査の中でちゃんとステークホルダー協議をやった上で、その上で120日公開というのが、多分今の考え方なのかなというふうに考えています。誤解を招くのを恐れずに言うと、念には念を入れてということなんじゃないかなと。

○作本委員 すみません、今、島委員と小島さんのやりとりがあったんですけれども、私はこの間、ベトナムの廃棄物の法律をつくるので、それに関わっていたんです。そうしたら、我々の知らないうちに第3次、5次、しかも番号もつかないままこの案が変わっていくわけですね。今現在のベトナム政府でもんでいるんですね。そこが言うところの公開文提出は何なんだ、どれなんだと、結局誰も特定できない。現地に行ってもわからない。そんな情報の中で、我々は攪乱されがちなので、

やっぱりちょっとJICAさんが前回こう言ったけれども、今回変えましたじゃ済まないですね。役所も、例えば相手国の途上国政府が協議途中で事項を訂正していることもありますよね、公開版とはいえ。それを我々は知らされていない中で、我々は追加のこういうものを要求しますと言ったら、これは大きな混乱が起きるんじゃないかと思うんですね。彼らは彼らで一応貫徹させておいて、我々は我々の独自で、どこで突っ込んで、さらに追加を入れさせるかという、手続プロセスをローンアグリメントを含めて明確にしておき、立場は違うんだと、我々は助言・確認の行為だけを行うんだという形で、最後、言うことを聞かないという場合にはしようがないというぐらいの腹をくくっていく必要があるんじゃないかなと僕は思うんですけど。

○小島 ありがとうございます。小島です。割り切って言うと、そのとおりだと思います。つまりJICAで、JICAのガイドラインに基づいて、助言委員会の皆さんの力も借りて確認はしているというのは、カテゴリAについては言えると思うということです。

他方で、当該国におけるプロセスというのがあるわけで、そのプロセスの中で改定されているのを私たちが全部見れるかということ、それも難しかったりするので、承認版だったり、ドラフトだったり、提出版だったりという言葉が今出ているわけです。ドラフトというと多分いろいろな段階があるというのは最初おっしゃったとおりなので、繰り返しですけれども、事業を実施したいと言っている当該国の省庁が環境省に出したものをもって審査させていただいて、半分公式なものと思われるので、それはそれで審査をさせていただいて、助言あるいはJICAのほうからコメントするんであれば、それはそれで先方政府に申すと。それが承認版に反映されるかどうかというところは、されたら一番理想的だと思いますけれども、されない場合であっても、先方政府とはきちんと議論するというのが、プロセスをいろいろはしょって言うと、それが一番いい形なのかなと。

その中で公開のルールというのを、どういうふうに運用すべきかというところが、最初の話に戻って協調融資なども含めて、あるいはスピード感も含めて、今求められているというのが私たちの率直な悩みです。

○作本委員 JICAというのは国際機関と違い、1国の援助実施機関ですからね。やっぱりちょっと上から言えない弱さもあるんじゃないかと思うんで、そのあたりはやっぱりJICAさんの今までの経験というか、限界もあるかと思うんですね。世銀のように、上からお金貸してあげるからという形でもって言うことを聞かされるわけには、場合によっちゃいかないかと思うんで、そのあたりは様子を見ながらという感じになるんです。柔軟性を持たせた書き方が、僕はいんじゃないかと思うんですね。

○加藤 先ほど島委員からご指摘のあったご意見の点では、小島が申し上げたようなステークホルダー協議のプロセスがあるのに加えて、我々や助言委員会の皆様も関心を持っている点となりますが、まさにステークホルダー協議のときに何らか特別な反対があったかどうか、それがどういう内容のものであって、どうそれに対応しているのかということを押さえていくこととなります。この120日の公開期間において、そういう指摘があった場合に何らかの緩和策を検討を行い、JICAとしてはこれを審査の配慮項目の一つとして吟味することが、まさにこの120日間の公開期間の意義だと思います。

○林委員 いいですか、ちょっと両論併記ということで。

ほかにご意見がないようであれば、次の論点に移りたいところなんですけど、よろしいですか。

では、論点2.3はとりあえずひとまずということで、次に、今日最後の論点のモニタリングの公開についてです。

じゃ、事務局のほうから、ご説明をお願いします。

○小島 小島です。これはまさに前回の全体会合でも議論になった話でございます。

ほかのドナーはどうしているかというところなんでございますが、ADBにおいてはモニタリング結果のADBによるウェブ上での公開が規定されているというところ。世銀、欧州復興開発銀行、米州開発銀行及びアフリカ開発銀行のポリシーでは、環境社会配慮事項に関するモニタリング結果の公開は規定されていないということです。世銀のDirectiveによれば、案件監理における世銀のミッションのaide-memoire、合意事項は合意した場合に公開されるということになっています。

JICAなんですけど、次の5ページ目のスライドなんですけれども、モニタリング結果の情報公開に係る合意が確認できたのは、8件の開発調査及び10件のカテゴリCプロジェクトを除く82件のうち45件であったというところでございます。国内法で求められていないことや、実施機関の情報公開方針により非公開とする実施機関が複数ありますというところ。ガイドライン施行後、公開合意が得られた案件は増加の傾向が見られているというところでございます。

これは繰り返しですけれども、前の全体会合で皆さんから意見が得られたもので、私たちとしては相手国政府に働きかけていって、公開できるものについてはどんどん公開しているというところでございます。ご意見の中に、案件実施の条件とすればというようなものもありました。これは条件というよりも公開の意義を説いていって、きちんと先方政府も理解した上で公開するというのが重要なことなのかなということで、引き続き取り組みを継続したいというふうに考えています。

公開が遅いという指摘もございました。それはそのとおりでございます。JICA内部で手続上滞留する期間は減ったと思いますけれども、先方政府に働きかけを引き続きやっていきたいと思っています。

公開を了承しない国においては、公開できる部分だけでも、例えば報告書が出ているかどうか、あるいはJICAとしてどう考えているかというのも出したらいんじゃないかというコメントは得られています。それについては、私たちとしても検討させていただきたいというふうに考えています。

なので、この2.4の論点については働きかけをしていって、どんどん公開を進めるものについてはしたいというところでございます。すみません。精神論になってしまいましたが、以上です。

○林委員 ありがとうございます。

ここは69番から90番まで、コメント等が出されております。今、JICAのほうから精神論が出ているんですが、何か精神論以外のコメントは、精神論でもいいですけれども。

○田辺委員 ガイドラインを改定するかしないかという論点でいくと、今のJICAさんの立場としては現状維持という要望なんですけれども、私なんかは、ADBにならって、公開をよく検討したほうがいいんじゃないかということを以前から申し上げていて、そこはなかなか並行なままという状況かなと思います。

○林委員 ご意見として。

○田辺委員 そう。

○錦澤委員 スライドの5枚目のところに、コメントにも書いたんですけれども、先方政府の政策法律上の理由等により未合意に至ったという点について、これがその法令の条文上で公開できない

ということが明確で、非合法になるなどの合理的な理由があればやむを得ないと思うんですけども、今のガイドラインの記述だと、相手国との了解の上で情報公開を行うとなっていて、結局、相手政府の非常に裁量的な判断で、相手国政府の了解を得られなかったので公開できません、という結果になってしまう。ここは原則情報公開を行うというふうな記述にして、非公開の場合は合理的な理由をきちんと説明してもらおうという形にしたほうがいいんじゃないかなと思います。

○小島 小島です。ありがとうございます。そうですね。全体会合でも指摘を受けたとおりに、私たちが協議しに行って、先方実施機関の担当の人が嫌だと言ったから、嫌だと言われましたというのじゃ多分だめで、だめだというのであればどういう理由があるのかというのは、きちんと確認したいと思います。その理由がきちんとしたものでないであれば、さらに理解をしてもらおうというのが私たちのやるべきことだと考えています。

○作本委員 89番に村山さんからの意見が載っているんですが、Aカテゴリは原則公開で、Bカテゴリ以外は相手国、こういう切り方がいいかどうか、ちょっと判断は悩むところですけども、JICAさんは、今一生懸命これをやってくれているんですね。モニタリングの公表をやってくれているし、僕は、実績が出ているし、難しいハードルだと思うんで。これがさらに1歩推し進められる、相手国に説明しやすくなるように、さっき錦澤さんがおっしゃったように、なければだめだよ、援助やらないよという形はきついかと思うんです。何かJICAさんが、このガイドラインにうたうことによってモニタリングをさらに推進というか、促進できるような何か1項があれば、手順があれば、ぜひ教えてもらいたいと、逆に。誰も前向きに反対じゃないと思いますので。相手国の国内の人権にかかるところですから、かなり微妙なセンシティブなところでもあると思うんで。

進め方は、僕は今のJICAさんのやり方でいいと思うんですよ。時期が遅いとか、何かそれはあるけれども、それを何か前向きに促進できるような手段が、働きかけるかとか、何かそういうようなものがほしい込めれば。今のガイドラインにもあるのかもしれないけれども。

○村山委員 村山です。事実関係として、政策、法律上、さっき錦澤委員がおっしゃった、こういう理由が本当にあるんですかね。例えばADBの案件、十分確認はしていないんですが、割と南アジアの国は、特に社会面についての非公開が多いという印象があるんですけども、ADBは南アジアの案件も受けていて、多分ADBが公開しているとすれば、南アジアの案件は公開しているはずなんですよ。だとすると、政策とか法律という国が一律に求めているものではない個別の対応になっているような気が、私もします。だとすると、ADBほどの厳しい条件にするのかどうか分かりませんが、何らかの形でもう1歩進んだ公開の方向を出していったほうがいいのかと思っています。

○林委員 非公開の理由というのは、その政策、法律上というのは、具体的にどんなものか……

○林委員 個別の案件で、要するに担当者が嫌だと言ったとして、何ですかと聞くとするんですよ。そのときどんな、この法律のこの条項に書かれているからだめでしたというようなものが多いか、それとも、これはやっぱり国防にかかわるものだからだめだとか、何かいろいろな理由があると思うんです。その辺って、感覚的にどんな理由ものなの。

○柴田委員 今の具体的にお伺いしたいんですけども、私もこの法律、方針上の理由によりというところの中身がいまいちよくわからなくて、例えば公開してはならないという規定があれば、こういう表現で正しいと思うんです。法律上の理由により公開しないということになると思うんですけども、多分そういう規定はないんじゃないかなと思うんですね。

そうなってくると、考えられるのは、公開しなければならないという公開義務規定がないことが非公開の法律上や方針や政策上の理由として扱われているのだとしたら、それはちょっと違うんじゃないかなというふうに思うんです。あるいはこれまで公開してこなかった、多くの事業で公開していないという事実が、法律や政策や方針上の理由で非公開というのも、やっぱりおかしいというふうに思うんですね。そういったものが含まれているのか、含まれていないのと、国防上の理由とか、本当に合理的な理由がその都度あるものなのかということこそを私も教えていただければなというふうに思うんですけれども。

○加藤 申し訳ありません。個別の案件の事例については、私もお答えできる情報は持っていませんが、通常個別の案件についてその都度公開可否の確認を必ず合意文書締結前に行いますので、その段階で公開不可と個別具体的に言われているということになります。公開不可の理由までは私も把握しておりません。

○折田 現行のガイドラインの情報公開にかかわる記載においても、少し異なるもひとつの例示としてですが、相手国の商業上等の秘密には配慮が必要というところもあるので、後に入札なりが予定されているケースもあるかと。先方政府の中で、国内で伏せなくてはいけない情報には十分配慮するよう、秘密が含まれないようにと日本側からも促しているわけですが、やはりその程度とタイミングの問題によってというのも可能性としてはあるのではないかなと思います。

○山岡委員 山岡ですけれども、前回の委員会でも話題にはなったんですが、個別の案件での非公開というのはあると思うんですけれども、やっぱり事例を見るとバングラデシュが非常に多いので、これは個別というよりも、多分何か政府機関において、何か要因があるのではないかなというふうに思われますので、そういう、なぜ非公開なのか。個別、政府の考え方をもうちょっと明らかにしていただくといいのかなというふうには思います。

○作本委員 私も途上国の人権やら見てきて、つき合ってきて、ともかく公表するということがまず否定されるのが前提なんですね。情報公開するというのは、我々が一生懸命環境アセスとか何かで要求してきたから、この部分だけは突出しているだけであって、それ以外の分野では、何を言っているんですかと、混乱を招くようなことは政治批判とか何とか、その項目自体を言うことがご法度なんですね。日本の公務員について、最近守秘義務の規制をかけたわけですから、あれだって結局、言ってはもらいたくないわけですね。こんなの、一緒にしちゃいけないです。

そういう意味ではどの分野について、あるいは公務員に対してとか、いろんな網をかけることによって、やはり情報を集中させる、独占するということがあるんで、彼らは言い方としては、それは混乱を避けるためですよというぐらいのことしか言わないんであって、そこはなかなか難しいですね。恐らく環境問題とかが深刻になって、社会関心が高まって突破口が開いているかと思うんですよ、こういう表現の自由とか何かの分野で。だけどそれ以外の分野では、労働問題、社会問題、全てにおいてみんな封鎖されている。情報公開どころじゃありません。人権どころじゃないですね。そんなような社会と我々は今、正面衝突しているわけですから、少しでも間口を広げていくと。環境分野から、社会問題の解決に役立つという方向で何かJICAさんが乗っかってやってくれることを、私もプッシュしたいというか、そういう感じですね。

○島委員 島です。今のお話、まさにそのとおりのことないうふうに、改めてそう思っていて、柴田さんが言ったように、公開してはならないという規定があるわけじゃなくて、多分、公共事業

で、公共事業の情報なので官が独占して、それは民に公開すべきでないみたいな、何かそういう文化が残っているんだろうと思っています。

ただし、一方でこういった情報を出していく、モニタリング情報を出すという本質を考えると、先ほどEIAの公開じゃないけれども、ステークホルダーエンゲージメントが重要であって、モニタリング結果を出すことによって逆にそのリスク軽減につながりますよということを問うていくべきだと思うんですが、一方で、そこから先がちょっとまた私、悩むところなんですけれども、じゃ、そのステークホルダーエンゲージメントで情報を出していくということになったときにどうするかというと、恐らくはステークホルダーエンゲージメントプランでこういう情報を出してみたいな話になってくると思うんですが、そうすると、じゃ、事業実施者が開示するのとJICAが開示するのって何か違いがあるのかとか、そういう事業実施者が開示すればいいんじゃないかという議論にもなってくるのがあって、そのすみ分けをどうすべきなのかという議論が私も今わからないところで

○田辺委員 ADBは両方、事業実施機関も公開しなくちゃいけないし、それをADBも公開しているという理解なんですけれども。

○柴田委員 よろしいでしょうか。柴田です。今のところのコメントで、これは番号が変わっちゃったんですが、84番というふういで、ちょっとその日本国民へのというところも書いたんですけども、やっぱりこの事業、JICAが融資するというのは、出資者は日本国民の税金なわけですし、そこにちゃんと皆さんのお金が環境社会に負の影響をもたらさないような事業として、ちゃんと使われていますよということを説明する、そういう責任も一方で負っているわけで、そういった意味でJICAが公開する意味というのの一つはそこ、それは全てではないと思いますけれども、一つはそこにあるのかなというふうに思うんですね。

なので、最後は精神論なのかもしれないんですが、ただ、もう一つ具体的な話で言えば、例えば我々はその環境影響、例えば生態系への影響なんかを考えたときに、環境影響評価というのは、やっぱりどうしても最後は不確実性を残すわけで、その部分はモニタリングに依存するわけですね。モニタリングで問題があったら、それはそのときにちゃんと対処するという前提のもとでアセスメントは進んでいくので、その問題があったかどうかを確認できないとなってしまうと、そもそもアセスメントが成立していないということになってしまうので、そこは公開はしていないのだけれども、例えば内部で確認していますよというふうにご説明いただいているので、そこが最後の砦かなというふうには思うんですけれども。

例えばそのガイドラインをつくるときに、インカメラ審査みたいな非公開のちゃんと審査を設ける必要があるんじゃないかというような議論も出ていたと思うんですね。ただ、相手国が公開できないというのであれば、公開はしないんだけど、ちゃんとJICAの内部で第三者が非公開の前提で、非公開の場でちゃんと確認しますと。それは非公開なんだけれども確認したという事実が残るというような仕組みをつくったほうがいいんじゃないかなというような議論も出ていたと思うんですけれども、結果はそうはならなかったんですが、その部分はあくまでもJICAさんが内部でしっかり確認していただくというところに依拠するというところになっていると思うので、それを確保しつつ、精神論で間口をあけていくというところになるんでしょうか。

○小島 小島です。一応、評価という意味では事後にやっているものがあって、それは第三者の方

に入っていて、見ていて、いろんな成果も含めて環境社会配慮面も一応見ていただいているという仕組みになっていますので、公開を拒否された国に対して何もやっていないというわけではないというところがまず一つ。

おっしゃったとおり、進捗報告書については出してもらうことにはなっていますので、それを内部で確認しているというというのはおっしゃるとおりでございます。

前、指摘があった、少なくとも報告書は入手している、あるいはというようなものも含めて、それを公開するかどうかというのは今後検討というところだと思います。

○村山委員 村山です。今、小島さんがおっしゃったように、報告を受けているかどうかということ自体は公開していただきたい。今の状態は、非公開となるとどういうモニタリング結果が出てきているのかさえもわからないので、社会面を含めて、いつ、どういった報告が出ているのかという、そこだけでもぜひ公開をしていただきたいと思います。

あと、私も原則公開で、今やっているような合意をとりながらという、ある意味日本的な進め方もあり得ると思うんですが、その非公開にしている内容がそんなに大きな問題があるんだろうかということもあるんですね。何かそのあたりで、結果はJICAのほうでご覧になっていると思うんですけども、この面はちょっと公開に適さないねというようなことがこれまであったんでしょうか。何か、私はあまりそういうことがないような気がするんですけども、何かそういうことがもし具体的にあるのであれば、個別事例は別に出していただく必要はないんですが、こういう点があるから公開が難しいということがあれば、その点については具体的にお示しいただければいいかなと思います。

○林委員 何かありますか。

○小島 ありがとうございます。中には環境影響について、例えば騒音をモニタリングしている中で超えていた。それ自体が直ちにまずいことではないというのもあったりするので。ただ、仮にプロジェクトが全部円滑にあって、環境社会配慮面もうまくいって、やっぱり公表してほしいものを勝手にというわけにはなかなかいかないというのも、これまで説明しているとおりでと思います。

じゃ、その提出された報告書の何を公表してほしいかというところまでは、細かいやりとりはなかなかできていないんじゃないかなと思います。

○作本委員 今、公開のことでガイドラインを見直していたんですけども、13ページにあるんですが、先ほど錦澤さんがおっしゃったことは、私は頭の片隅にずっと残っているんですけども、やはり今読んだ限り、JICAさんは公開を確認するというような書きぶりなんです。やはり公開を原則とすると、基本原則とするというか、基本とするという、そのスタンスだけは今回明確にさせていただいたほうが、JICAさんも今後の動きに励みやすいんじゃないかなと思います。相手に義務づけまではちょっと僕は自信はないんですけども、今の書きぶりのモニタリングの公開について、確認すると、あるいは相手国に公表すると、そんな手続は書いてあるんですけども、基本的な考え方が今の13ページ、14ページには書かれていないような気がしますので、基本的には公開、モニタリング結果を公表する方針をとっている、採用するということが1行があれば、相手国政府についても働きかけやすいかなということで、ぜひその明記だけは可能ならばと感じます。

そこでAカテゴリのみとするか、Bカテゴリを含むかは、そちらの判断にお任せします。

○小島 ありがとうございます。

○林委員 ほかに、議論はありますか。

○山岡委員 山岡です。ちょっと前の話に戻るんですけども、公開の日数で、カテゴリAは確かに120日以前に公開、合意文書締結前。Bについては特に規定はないんですけども、情報公開はするということになっている。そうですね。情報公開だけだから、EIAは特に公開しないという、そういう位置づけなのかな。

○加藤 提出があった場合は情報公開するという、ガイドライン13ページの(2)カテゴリBプロジェクトの2.の記載になります。

○山岡委員 だから日数は決めていないということですか。

○加藤 そのとおりです。

○山岡委員 当然120日より短いのが現実ということですか。

○加藤 ご理解のとおりかと思います。日数は記録しておりませんが。

○山岡委員 プロジェクトの効率化の話があったんで、こういうところはもしも明記というか、何らか書けるんだったら、もうちょっと具体的に書いてもいいのかなという印象は持ちました。

○林委員 ほかにご意見は。今の論点の2.3のほう。

○山岡委員 そうですね。すみません、ちょっともとに戻っちゃった。

○林委員 いいです。ほかにご意見はありますか。

こんな感じでよろしいですか。

予定2分オーバーなんですけれども。

それでは、論点2.1から2.4まで、ラップアップという形ですよ。事務局のほうで何かポイントをまとめてご説明いただくとありがたいです。

○小島 私の記憶が続く限りでなんですけれども、まず論点2.1です。対象事業についてなんですけれども、この場の議論で行われたのは民間連携事業、あるいはGCFをどうするかというのも含めて、そもそも新ガイドラインになった場合、今後10年間で新しい事業スキームができた場合の考え方を示しておくべきじゃないかというご提案があって、私たちJICAとしては、新しく生じた事業スキームの性質に基づいて環境社会配慮が必要かどうかというのを判断させていただくと。それについては助言委員会の皆さんに相談するということなんです。私たちにおいては、効率化ということも含めて、そこは検討させていただくということでございます。それが論点2.1かなと。

2.2のコモンアプローチのところなんですけれども、これについても、JICAとしては引き続き世銀などのコモンアプローチの動きは把握しつつ、JICAと先方実施機関、相手国政府はそれぞれ説明責任を果たすために、個別案件において環境社会配慮が適切に行えることを確認していくということだと思います。仮に協調案件において何らかプロセスを省略するようなことがあるのであれば、カテゴリA案件においては助言委員の皆さんと相談させていただくということかなと思います。

論点2.3のところは両論併記になるところかなと思います。JICAとしては迅速化、あるいは協調融資などにおいて、EIAの公開期間、あるいはその公開するEIAのステータスにおいて柔軟化することも検討したいというようなことを考えていますと。助言委員の皆さん、ワーキンググループの一部からは、運用はありつつも、原則はきちんと120日間、承認版EIAをもって行うべきだという意見がありましたということなのかなと。

○田辺委員 別に、承認版EIAから120日ということは、私自身は特に求めてはいないです。

○小島 求めていない。それは提出版であるのは構わない。

○田辺委員 提出版から120日でも構わないと。

○小島 わかりました、はい。ありがとうございます。

2.4につきましては、モニタリングの公開は、例えば1案として、作本さんがおっしゃったとおり、原則として公開するというような書き方にして、JICAが先方政府に公開を求めやすいようにすることも1案と。JICAとしては、確認する際にはきちんと理由を確認することというようなご指摘があったというようなことかなと思います。

○田辺委員 それも多分一つの案ですし、そもそも要件化するということのも一つの案ですし。

○小島 そもそも要件化するのも、もう1案としてあったと。

○田辺委員 ええ。

○林委員 ほかの今の細かい議論があったところも、また助言案として起こしていただけるんですよ。

○小島 はい。

○林委員 普段の普通のワーキングだと1行か2行ぐらいの助言が、できるだけエッセンスとして5個ぐらいとかになっているんですけども、今回のやつはどちらかというと文章になって、前回の1回目のワーキングとかを見ても、一応いろいろ文章になっていて、いろんな意見が出たら、こういう意見もありつつ、こういう意見もありつつみたいな感じの書きぶりになっていて、いろいろ併記的な表現が入っているというものが結構、前回10個ぐらいありましたっけ。

○小島 結構ありました。

○林委員 10個ぐらいだあ一つとあるんで、それをその論点ごとに事務局のほうでまとめていただいたものを、もう1回メールで追加修正とかいうようなタイミングがありますので、そのときにこれは少し抜けているという話があれば、入れていただければなと思いますが、それ以外に、今ぜひ何か最後に言い残したいこととかある人がいればですが、大丈夫ですかね。

どうぞ。

○作本委員 全体会議での報告、私も今どうやったらいいか悩んでいるんですけども、今、私もがいただいているこの論点のこの資料ですね、これがないと恐らく助言案だけでは何を議論したのかわからないんじゃないかと思うんで、さっき、ちょっとある方から助言いただいたんですけども、できることでしたら、このレジюмеも同時に配付していただけると、ちょっとお手間かけますけれども、コピーいっぱいになっちゃってですが、恐らく話しやすいんじゃないかなと。じゃないと、もう議論しちゃったんでしょ、終わったんでしょねとなって、結論だけ聞いて、文言だけ直されてももったいないと思います。

○林委員 回答表というのがあったじゃないですか。あれは、回答表みたいなのがありますよね。

○小島 ありますね、はい。

○林委員 あれは助言委員会のほうでは出る資料だったんですか。

○加藤 全体会合の場で、今お話のありましたレジюмеと回答表と助言案を配布する予定です。

○林委員 じゃ、3点セットで。

○加藤 はい、3点セットで配布します。

○林委員 じゃ、どちらかというと、いろんな意見が出たというのは、助言あるいは回答表を見て、それを少し議論して焦点が絞られたものが助言ということで、今までのスタイルに結構似ていますが、助言がもう少し文章化された、もう少しまとめたというか、エッセンスになったものになっていると……

○作本委員 すみません、回答表について、例えばこれは公開されるとなると、例えば今までの議事録みたいに訂正して戻したほうがいいんですか。特に戻すようには書いていなかったかと思うんで、この回答表について、いただきましたよね。これに字句の訂正等を加えて事務局に戻したほうがいいのかしら。

○古賀 回答表についても第1回は既にメールで、公開を前提としておりますので、もし字句の修正がございましたらご対応いただければ。

○作本委員 公開前提だから、字句が間違っていたりしたら直す形で戻したほうがいいんですね。

○古賀 はい。

○作本委員 わかりました。ありがとうございます。

○林委員 それは回答表にコメントというニュアンスがないですかね。だから多分書いてあったかもしれない。

○作本委員 回答表に字句も訂正があれば、今。

○林委員 そうですね。だからそれ、助言案しかみんな見ていないかもしれない。

○作本委員 そうですよ。

○林委員 もう1回確認をされたほうがいいかもしれません。

○作本委員 恐らく僕も含めて、回答表の戻ってきたのを確認していません。

○林委員 次回いただくのは1月30日に回答表と助言案をいただいて、それに対して修正とコメント等があれば、2月6日、そういうことですね。

○小島 はい。

○林委員 ということになるようです。

その他、何か事務連絡事項等、その他ありますでしょうか。事務局のほうから。

○小島 もう1回復習なんですけど、主査がおっしゃったとおり、1月30日に私たちが、今日参加いただいたワーキンググループの皆さんに助言案をコメント依頼をします。1週間後がいつもめどになっていると思いますので、2月6日ごろまでに回答をいただいて、それをワーキンググループの案として確定します。

ただ、全体会合が3月2日までないので、必要であればもう少しやりとりをするのは可能なのかなと思いますけど、多分これから、ほぼ10日に一遍、こういうのをやりますので、あまり先送りにすると、みんな頭がごちゃごちゃになるかなと思いますので、早めにしていただいたほうがいいかなと思いますので、すみません、私の拙い初案を出させていただきますので、皆さんでどうぞたたいてくださいということです。

○林委員 わかりました。

それでは、皆さんのご協力のおかげで予定より14分前に終わってしまいそうなんですけれども、よろしいですかね。

○小島 じゃ、ついでに次回は、第3回が2月10日の2時から5時ですね。112会議室で、山岡委員だ

け括弧になっていますけれども、ご参加ですか。

○山岡委員 2月10日ですか。申し訳ありませんが、不参加です。

○小島 はい。

○加藤 月曜日です。

○小島 一応、石田委員、織田委員、木口委員、作本委員、柴田委員、島委員、田辺委員、寺原委員、村山委員です。

○林委員 じゃ、今日はどうもありがとうございました。

午後4時48分閉会